

検討対象事務評価シート

資料 3

C

任意共管事務

4 都市高速鉄道の建設助成に関する事務												
	概要及び備考	所管局	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都市高速鉄道の建設助成に関する事務												
(1) 都市高速鉄道の建設助成に関する事務	地下高速鉄道の建設促進を図るため、建設費の助成を行う。		区	○							<p>○特別区の区域内及び首都圏の広域的な交通網の形成に重要な役割を担う地下高速鉄道の整備に対する助成を行う事務であり、広域的な立場で対応する必要があると考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
			都	○	○			○			<p>○東京の地下鉄ネットワークは、各区の区域を大きく超え、区部全体に広がっているため、その建設促進を図るための建設費の助成は、都が広域的に担う必要がある。</p> <p>○混雑緩和や地下鉄ネットワークの充実・強化を図るためには、区部全体における交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮した、各区の区域にとられない広域的な視点からの対応が不可欠であるため、都が実施する必要がある。</p> <p>○また、市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う地下鉄は、区部全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための助成は、各区が個別に行う性質のものではない。</p> <p>○なお、助成対象事業による便益は広域に及ぶものであり、住民の受益と負担の均衡の観点からも、各事業の所在区のみが担うべき事務ではない。</p> <p>○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

C

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都市高速鉄道の建設助成に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京都交通局及び東京地下鉄(株)が施行する地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良に対して建設費の助成を行う。</p> <p>(区における実施状況) ○東京都交通局及び東京地下鉄(株)が行う地下高速鉄道の建設費に対して補助を行っている区はない。</p> <p>(役割分担のあり方) ○東京の地下鉄ネットワークは、各区の区域を大きく超え、区部全体に広がっているため、その建設促進を図るための建設費の助成は、都が広域的に担う必要がある。</p> <p>○混雑緩和や地下鉄ネットワークの充実・強化を図るためには、区部全体における交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮した、各区の区域にとられない広域的な視点からの対応が不可欠である。</p> <p>○また、市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う地下鉄は、区部全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための助成は、各区が個別に行う性質のものではない。</p> <p>○なお、助成対象事業による便益は広域に及ぶものであり、住民の受益と負担の均衡の観点からも、各事業の所在区のみが担うべき事務ではない。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	東京の地下鉄ネットワークは、各区の区域を大きく超え、区部全体に広がっているため、その建設促進を図るための建設費の助成は、都が広域的に担う必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	混雑緩和や地下鉄ネットワークの充実・強化を図るためには、区部全体における交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮した、各区の区域にとられない広域的な視点からの対応が不可欠である。	
	○			
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う地下鉄は、区部全体で一つのネットワークを形成しており、その建設促進を図るための助成は、各区が個別に行う性質のものではない。	
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価				
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

C

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都市高速鉄道の建設助成に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都市交通の混雑緩和と利便性の向上を図るため、東京都交通局及び東京地下鉄（株）が行う地下高速鉄道の新線建設や大規模改良等に関する建設費助成を行う事務である。</p> <p>地下高速鉄道の整備事業は、特別区の区域内のみならず首都圏の広域的な交通網を形成するために行われており、基本的には広域的な立場で対応する必要があるものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	特別区の区域内及び首都圏の広域的な交通網整備に関する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市高速鉄道の建設助成に関する事務					
担当	都市整備局					
事 務 の 内 容	(事務の概要) 地下高速鉄道の建設促進を図るため、建設費の助成を行う。	(都における事務処理の状況) ○地下高速鉄道整備事業費補助 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象事業</td> <td>新線建設並びに営業開始後の耐震補強及び大規模改良</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>100分の35以内で予算の範囲内</td> </tr> </table>	対象事業	新線建設並びに営業開始後の耐震補強及び大規模改良	補助率	100分の35以内で予算の範囲内
	対象事業		新線建設並びに営業開始後の耐震補強及び大規模改良			
	補助率		100分の35以内で予算の範囲内			
	(主な事務内容) ○地下高速鉄道整備事業費補助 東京都交通局及び東京地下鉄株が行う地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良について建設費の助成を行い、交通混雑の緩和、都市計画に重要な都市高速鉄道の充実を図る。					
	(関係法令等) ○東京都地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○地下鉄建設費にかかる助成措置について(大蔵・運輸・自治3省覚書) ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 第12条第2項第1項 ○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 第4項					
(区との連携状況)						
(その他)						

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

7 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務											
(1) 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務	東京圏における鉄道・新交通システムの整備は、運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月）を基本に進めている。このため、未着手路線等の整備の方向性について、国、沿線自治体及び鉄道事業者との連携を図りながら、広域的な視野から検討している。	区	○							<p>○交通混雑の緩和や環境問題等の諸課題に対処するため、特別区の区域内及び首都圏の広域的な交通網形成の一環として新たな鉄道・新交通システムの整備を推進する事務であり、広域的な立場で対応する必要があると考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○		○			<p>○鉄道等は、区や都県を超える広域的な交通ネットワークであるため、都は、広域的な立場から国や他県等との協議・調整を行う必要がある。</p> <p>○混雑緩和や鉄道ネットワークの充実・強化を図るためには、区部を超える交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮し、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの検討が不可欠であるため、都が担う必要がある。</p> <p>○また、区においては、駅周辺のまちづくりや駅へのアクセス交通など、地域の実情に応じた身近な施設整備等の検討を行っており、都は、引き続き区等と連携・調整しながら、広域的な公共交通ネットワークについて検討する必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

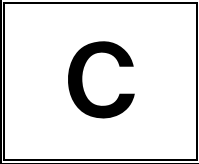
〔区〕

C

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○交通混雑の緩和や環境問題等の諸課題に対処するため、効率的かつ利便性の高い新たな鉄道・新交通システムの整備を推進する事務である。 特別区の区域内のみならず首都圏の広域的な交通網形成の一環として行われており、基本的には広域的な立場で対応する必要があるものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	特別区の区域内及び首都圏の広域的な交通網整備に関する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容



大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務																	
担当	都市整備局																	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>東京圏における鉄道・新交通システムの整備は、運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月)を基本に進めている。このため、未着手路線等の整備の方向性について、国、沿線自治体及び鉄道事業者との連携を図りながら、広域的な視野から検討している。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○新線整備(つくばエクスプレス(常磐新線)、日暮里・舎人ライナー、りんかい線(臨海副都心線)) ⇒ 整備完了 ⇒ 経営基盤強化を図るための需要喚起策等について検討・協議</p>																
	<p>(主な事務内容)</p> <p>○鉄道・新交通システムの整備に向けた関係機関との調整等</p> <p>(1)運輸政策審議会答申第18号のフォローアップ調査 混雑の緩和、速達性の向上、都市構造・都市機能の再編整備への対応等のため、国や事業者等と連携し、整備状況の進行を管理している。</p> <p>(2)未着手路線の今後の整備方針に関する検討 東京圏における広域的な公共交通ネットワークの更なる充実・強化を図るため、運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月)の整備未着手路線について、将来の需要動向、事業採算性、投資効果等を見極めながら、国、沿線自治体及び鉄道事業者と連携を図り、今後の整備の方向性を検討している。</p> <p><都として検討> 都としての整備方針を確立するため、調査委託を実施</p> <p><関係機関との検討> 沿線区市等が実施している検討に対し、助言や指導を実施 主な検討路線 中央線の複々線化、地下鉄8・11号線の延伸、地下鉄12号線の延伸 多摩モノレールの延伸、区部周辺環状公共交通 など</p>	<p>○運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月)の答申路線のフォローアップ調査 毎年度、答申路線の整備状況、検討状況などについて調査を実施、国に回答</p> <p>・2015年までに開業することが適当である路線(A1:16路線) ⇒ 整備完了もしくは整備着手済み</p> <table border="0"> <tr> <td>東急目黒線(目黒～大岡山～田園調布)</td> <td>東急東横線(多摩川園～日吉～大倉山)</td> </tr> <tr> <td>東京6号線(都営三田線)(目黒～白金高輪～三田)</td> <td>東京7号線(外南北線)(目黒～白金高輪～溜池山王)</td> </tr> <tr> <td>東京7号線(埼玉高速鉄道線)(赤羽岩淵～浦和美園～岩槻～蓮田)</td> <td>など</td> </tr> </table> <p>・2015年までに整備着手することが適当である路線(A2:9路線) ⇒ 整備未着手</p> <table border="0"> <tr> <td>東京8号線(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)</td> <td>東京11号線(押上～四ツ木～松戸)</td> </tr> <tr> <td>東京12号線(光が丘～大泉学園町)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)</td> <td>など</td> </tr> </table> <p>・今後整備について検討すべき路線(B:6路線) ⇒ 整備未着手</p> <table border="0"> <tr> <td>東京9号線(唐木田～横浜線・相模線方面)</td> <td>区部周辺部環状公共交通(仮称)</td> </tr> <tr> <td>多摩都市モノレール(八王子・町田～多摩センター)</td> <td>など</td> </tr> </table> <p>○未着手路線の今後の整備方針に関する検討 ・未着手路線の今後の整備の方向性を検討するため、20年度より「広域交通ネットワークの形成等に関する調査」を実施中</p>	東急目黒線(目黒～大岡山～田園調布)	東急東横線(多摩川園～日吉～大倉山)	東京6号線(都営三田線)(目黒～白金高輪～三田)	東京7号線(外南北線)(目黒～白金高輪～溜池山王)	東京7号線(埼玉高速鉄道線)(赤羽岩淵～浦和美園～岩槻～蓮田)	など	東京8号線(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)	東京11号線(押上～四ツ木～松戸)	東京12号線(光が丘～大泉学園町)		多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)	など	東京9号線(唐木田～横浜線・相模線方面)	区部周辺部環状公共交通(仮称)	多摩都市モノレール(八王子・町田～多摩センター)	など
	東急目黒線(目黒～大岡山～田園調布)	東急東横線(多摩川園～日吉～大倉山)																
	東京6号線(都営三田線)(目黒～白金高輪～三田)	東京7号線(外南北線)(目黒～白金高輪～溜池山王)																
	東京7号線(埼玉高速鉄道線)(赤羽岩淵～浦和美園～岩槻～蓮田)	など																
東京8号線(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)	東京11号線(押上～四ツ木～松戸)																	
東京12号線(光が丘～大泉学園町)																		
多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)	など																	
東京9号線(唐木田～横浜線・相模線方面)	区部周辺部環状公共交通(仮称)																	
多摩都市モノレール(八王子・町田～多摩センター)	など																	
<p>(関係法令等)</p>																		
<p>(区との連携状況)</p>	<p>・関係機関との検討 21年度実施回数 35回</p>																	
<p>(その他)</p>																		

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

2 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務 (カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)										
(1) 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)		区	○						○地球温暖化やヒートアイランド化を防止するための規制・誘導や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、家庭や中小規模事業所に対する普及啓発事業等住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
(1) 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	気候変動の危機を回避するために、低炭素型社会への早期の移行を実現させていくための地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。	都	○	○		○			○地球温暖化は、文字どおり地球規模での大きな脅威となっており、温室効果ガスの削減は、国を挙げて取り組むべき国際的な課題となっている。そのような中で、都は、大都市東京における温室効果ガスの削減を効果的に進めるべく、より広域的な立場で、率先して各種施策に取り組んでいるものである。 ○例えば、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、エリアを区切って各区で実施しても高い効果は期待できず、都が広域的な立場で実施していく必要がある。 ○また、マンション環境性能表示制度は、マンションの環境性能に関する情報提供を行い、環境に配慮したマンションが評価選択される市場を形成しようとするものであるが、マンション市場が行政区域を超えて広がっている点も踏まえると、エリアを区切って各区で実施する意義に乏しく、都が広域的に実施していくべきものである。 ○再生可能エネルギーの利用拡大については、太陽光発電や風力発電等の利用を推進していくため、各種パイロット事業や企業、NPO等と連携した普及啓発を行っているものであり、この動きを広く都民に発信し、再生可能エネルギー利用のムーブメントを巻き起こしていくためには、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。 ○地球温暖化対策等については、普及啓発など、都区双方で重層的に取り組むことで、より効果的に実施していくことが可能となる。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要)</p> <p>○東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源や食糧に依存しており、地球規模での気候変動はこれらの資源等の確保を危うくさせ、東京の社会経済活動の基盤そのものに対する大きな脅威となっている。地球温暖化による気候変動の危機を回避するため、都は、各種の地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利用拡大などを行うとともに、ヒートアイランド対策にも取り組んでいる。</p> <p>(区における実施状況)</p> <p>○各区が、普及啓発や各種助成など、地域の状況に応じた各施策に取り組んでいる。</p> <p>(役割分担のあり方)</p> <p>○地球温暖化は、文字どおり地球規模での大きな脅威となっており、温室効果ガスの削減は、国を挙げて取り組むべき国際的な課題となっている。そのような中で、都は、大都市東京における温室効果ガスの削減を効果的に進めるべく、より広域的な立場で、率先して各種施策に取り組んでいるものである。</p> <p>○例えば、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、エリアを区切って各区で実施しても高い効果は期待できず、都が広域的な立場で実施していく必要がある。</p> <p>○また、マンション環境性能表示制度は、マンションの環境性能に関する情報提供を行い、環境に配慮したマンションが評価選択される市場を形成しようとするものであるが、マンション市場が行政区域を超えて広がっている点も踏まえると、エリアを区切って各区で実施する意義に乏しく、都が広域的に実施していくべきものである。</p> <p>○再生可能エネルギーの利用拡大については、太陽光発電や風力発電等の利用を推進していくため、各種パイロット事業や企業、NPO等と連携した普及啓発を行っているものであり、この動きを広く都民に発信し、再生可能エネルギー利用のムーブメントを巻き起こしていくためには、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。</p> <p>○地球温暖化対策等については、普及啓発など、都区双方で重層的に取り組むことで、より効果的に実施していくことが可能となる。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	地球温暖化は、地球規模での大きな課題であり、大都市東京における温室効果ガスの削減を効果的に進めるためには、都による広域的な取組が必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、エリアを区切って各区で実施しても高い効果は期待できず、都が広域的な立場で実施していく必要がある。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由			
○	市街地が連たんしている区部においては、各区で個別にヒートアイランド対策を行っても高い効果は期待できず、都が広域的立場で一体的に取り組んでいく必要がある。			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	
担当局	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	各区市町村が行う活動を補完し、広く都全域の事業者等を対象に規制・誘導や普及啓発を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	

＜ 考え方 ＞								
<p>○地球温暖化やヒートアイランド化を防止するための規制・誘導や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、事業者等の環境活動に関する計画書の提出義務付けをはじめ広域的な観点から規制・誘導及び普及啓発を行うものであり、基本的には広域的対応を要するものと考えられるが、家庭や中小規模事業所に対する普及啓発事業等住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容

D

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	
担当	環境局	
内容	<p>(事務の概要)</p> <p>地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務</p> <hr/> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 地球温暖化対策</p> <p>(1)地球温暖化対策計画書 エネルギー使用量の大きい大規模事業所を対象に地球温暖化対策計画書(計画期間5年)、地球温暖化対策中間報告書(3年度目)、地球温暖化対策結果報告書(6年度目)の提出・公表を義務付け、都による指導・助言を行い、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進。</p> <p>(2)中小規模事業所における地球温暖化対策の推進 省エネについての知識や省エネ投資を行う資金力が不足している中小規模事業所に対して、研修を実施。また、中小規模事業所でも簡単にCO₂排出量を測り具体的対策に取り組むことのできる届出制度の創設など、事業者の取組を後押しする施策を展開。</p> <p>(3)建築物環境計画書制度 延床面積5000㎡(H22.10.1～)を超える大規模な建築物の新築又は増築時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を求め、都が公表。</p> <p>(4)マンション環境性能表示 建築物環境計画書の対象となる建築物のうち、6割をマンションが占めていることにかんがみ、2千㎡以上の住宅を含む対象物件の新築・増築時にその販売広告にマンションの環境性能を表示したラベルの表示を義務付け。断熱性、省エネ性、超寿命化を三段階評価。</p> <p>(5)エネルギー環境計画書制度 電気供給事業者に対して、CO₂排出削減目標、再生可能エネルギーの導入目標、実績を記載した計画書・報告書の提出を義務付け。</p> <p>(6)省エネラベリング 家電販売店に対して、家電製品に省エネラベルの表示を義務付け。</p> <p>2 再生可能エネルギーの利用拡大 都再生可能エネルギー戦略の策定や率先プロジェクトの実施。また、太陽エネルギーの利用拡大のため、都内4万世帯へ太陽光発電機等の導入を計画。市民・地域参加型の再生可能エネルギー利用拡大プロジェクトを開始。</p> <p>3 ヒートアイランド対策 自然保護条例による屋上等緑化の義務付けや、環境確保条例による地球温暖化対策計画書、建築物環境計画書制度などの対策を推進。</p> <hr/> <p>(関係法令等)</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、東京都環境基本計画</p> <hr/> <p>(区との連携状況)</p> <hr/> <p>(その他)</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>左記の事業は、東京都環境基本計画及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)に基づき事業を行っているものであり、都が広域的な視点から温室効果ガスの削減を推進していくものである。</p> <p>平成20年7月の条例改正により、これまで以上に地球温暖化の対策の推進を図るため制度を強化したばかりであり、当該制度の本格実施はこれからである。</p> <p>(1) 地球温暖化対策計画書 平成22年度に地球温暖化対策結果報告書(6年度目)の提出を求め、計画書制度は終了する。なお、平成20年7月の条例改正により、平成22年度以降は、大規模事業所における排出量削減義務と排出量取引制度に移行する。</p> <p>(2) 中小規模事業所における地球温暖化対策の推進 平成20年7月の条例改正により、地球温暖化対策報告書制度を創設、平成22年度から報告書の提出が始まる。</p> <p>(3)～(5) 平成20年7月の条例改正により、建築物に係る環境配慮の措置(建築物環境計画書制度)等の制度を強化した。</p>

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

3 環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 事業者の環境保全活動への支援に関する事務											
(1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務	光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。	区	○							<p>○中小事業者の揮発性有機化合物(VOC)排出削減の取り組みに対する技術支援や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、低VOC製品の普及啓発については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○			○			<p>○大気汚染防止法では、大規模施設などの法規制や法規制対象外施設の自主的取組により、平成22年度までにVOC排出量を平成12年度比で3割削減することを目標としている。都では、法規制対象外である中小事業所からのVOC排出割合が高いことに特徴があり、これらの排出削減に向けた自主的取組の支援を推進しているが、都内全域を通じて一定のVOC排出削減を図るためには、都が広域的な立場で取り組んでいくことが必要である。</p> <p>○工場等から排出されたVOCは、窒素酸化物と光化学反応を起こし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントを生成するが、これはVOCの排出量が多い地域に留まらず、行政区域を超えて広域的に拡がるため、VOCの排出削減策については、都が広域的な観点から取り組む必要がある。</p> <p>○都は広域的な観点からVOC排出削減に向けた仕組み作りを担い、区は地域の工場・指定作業場に対してVOC排出削減に係る制度周知に取り組むことにより、都区が連携してVOC排出削減に努める必要がある。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		事業者の環境保全活動への支援に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○VOC排出抑制について、中小事業者への取組支援など効果的な対策を検討・実施し、光化学オキシダントの低減対策を推進する。</p> <p>(区における実施状況) ○都が実施しているVOC排出削減の技術支援制度等について、工場や指定作業場等への周知を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○大気汚染防止法では、大規模施設などの法規制や法規制対象外施設の自主的取組により、平成22年度までにVOC排出量を平成12年度比で3割削減することを目標としている。都では、法規制対象外である中小事業所からのVOC排出割合が高いことに特徴があり、これらの排出削減に向けた自主的取組の支援を推進しているが、都内全域を通じて一定のVOC排出削減を図るためには、都が広域的な立場で取り組んでいくことが必要である。</p> <p>○工場等から排出されたVOCは、窒素酸化物と光化学反応を起こし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントを生成するが、これはVOCの排出量が多い地域に留まらず、行政区域を超えて広域的に拡がるため、VOCの排出削減策については、都が広域的な観点から取り組む必要がある。</p> <p>○都は広域的な観点からVOC排出削減に向けた仕組み作りを担い、区は地域の工場・指定作業場に対してVOC排出削減に係る制度周知に取り組むことにより、都区が連携してVOC排出削減に努める必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○既にも上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	工場等から排出されたVOCは、窒素酸化物と光化学反応を起こし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントを生成するが、これはVOCの排出量が多い地域に留まらず、行政区域を超えて広域的に拡がるため、VOCの排出削減策については、都が広域的な観点から取り組む必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	各区による個別の取組では、その取組に差異が生じ、都内全域を通じた一定のVOC排出削減が進まず、結果として、都内における光化学オキシダントの削減につなげられないおそれがある。	
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	市街地や工場地域が連たんしている区部において、VOC排出やそれに伴う光化学オキシダントの生成を効果的に削減していくためには、都が一体的に取り組んでいく必要がある。	
	○			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		事業者の環境保全活動への支援に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○中小事業者の揮発性有機化合物（VOC）排出削減の取り組みに対する技術支援や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務のうち、VOC排出削減の技術的支援については広域的な支援体制が求められるものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、事業者の低VOC製品の普及啓発については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	各区市町村が行う対応を補完し、広く都全域の事業者等を対象に広域的な支援体制の確保や普及啓発を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

【都】

D

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事業者の環境保全活動への支援に関する事務	
担当	環境局	
事 務 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	中小企業のVOC排出削減の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ VOC対策普及啓発セミナーの開催（2008年度から実施。都内10箇所で開催） ○ VOC対策アドバイザー派遣（2009年度まで42事業所へ派遣） ○ 東京都VOC対策ガイド[工場内編]の発行（平成18年4月発行） ○ 東京都VOC対策ガイド[屋外塗装編]の発行（平成18年4月発行） ○ 東京グリーン購入ガイドによる公共部門での低VOC製品優先使用実施 ○ 低VOC塗装セミナーの開催（2006年度から毎年テーマを変えて実施）
	(主な事務内容)	
	<p>光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減対策を推進するため、大気汚染防止法に基づく大規模事業者に対するVOC排出規制とともに中小事業者の自主的取組を支援する。</p> <p>これまでVOC対策普及啓発セミナー、VOC対策アドバイザー派遣制度、VOC対策ガイド（工場内編・屋外塗装編）の発行等による自主的取組の支援、低VOC製品の普及啓発を実施してきた。</p> <p>1 事業者の自主的取組によるVOC排出削減への技術支援</p> <p>(1) VOC対策ガイド(工場内編)の発行 VOCの蒸発系固定発生源の約7割は中小事業者から排出されていることに伴い、経済的に導入可能な抑制策を選択できる技術ガイドを発行</p> <p>(2) VOC対策アドバイザーの派遣 VOCの簡易測定と技術的な助言を行う専門家を無料派遣</p> <p>(3) VOC対策普及セミナーの開催 中小事業者のVOCの排出抑制の取組の必要性やメリットを紹介するとともに、中小事業者に製品を発注している大手事業者に対し、発注者の視点でのVOC対策の必要性を啓発している。</p> <p>2 低VOC製品の普及啓発</p> <p>(1) VOC対策ガイド（屋外塗装編） VOCの蒸発系固定発生源の約3割は屋外塗装から排出されていることに伴い、低VOC塗装仕様の例を示した普及ガイドを発行し、普及啓発を推進</p> <p>(2) 公共部門での低VOC製品優先使用 グリーン調達などを推進</p> <p>(3) 業界及び企業と連携した低VOC塗装の普及啓発 低VOC塗装事例の紹介やセミナーの実施</p>	
	(関係法令等)	
東京都環境基本計画、大気汚染防止法		
(区との連携状況)		
区市への化学物質適正管理制度説明会などでVOC使用、排出事業者に対する指導、自主的取組推進に関する実務上の課題検討等を実施するとともに、区市職員向けのVOC対策に関する実務的な研修会を実施している。		
(その他)		

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

3 環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 騒音振動防止対策に関する事務										
(1) 騒音振動防止対策に関する事務	区		○						○騒音発生源の測定を行い、関係機関への働きかけ等環境改善の対策を講じる事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、鉄道騒音振動測定については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。	都区
	都		○	○					○航空機や新幹線、自動車など、広域的に移動するものに係る騒音や振動の防止対策については、点の取組ではなく、より広い視点で、都が取り組んでいくことが効果的である。 ○航空機や新幹線、自動車などの騒音・振動対策においては、測定調査に基づく当該ポイントでの改善にとどまらず、その結果に基づく関係機関への要請等の措置を通じて、対象エリアでの総合的な対策に結びつけることが重要である。複数の区を走る新幹線や上空を飛行する航空機の騒音については、各ポイントでの騒音測定結果を一体的に捉えることで、事業者、関係機関に対して、より実効性ある低減対策を要請することが可能となる。 ○騒音測定や関係機関への要請を各区単位で行うことは有効な対応とは言えず、都が広域的な立場で、関係する区と調整を図りながら、主導的に取り組んでいく必要がある。 ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 3 中区分 2 小区分 (1)

事業名		騒音振動防止対策に関する事務		<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○区部における航空機騒音対策として、東京国際空港（羽田空港）周辺において騒音調査を行い、航空機騒音の監視を行うとともに、国に対して環境基準の遵守等を要望している。また、環境基準の一部改正（告示）により、航空機騒音に対する評価方法が平成25年度から新基準に変更されることとなったため、指定地域の見直しについて検討するための騒音測定調査を平成22年度から実施する（区部においては、羽田空港、東京ヘリポートが調査対象）。 ○また、新幹線及び在来線の騒音・振動の測定調査を広域で行い、この結果に基づき、騒音・振動低減対策の実施を関係機関や鉄道事業者に要請している。 ○道路については、東京都道路沿道環境対策検討会の事務局として、関係機関と連携を図りながら、総合的な道路交通騒音対策を進めている。</p> <p>(区における実施状況) ○鉄道騒音・振動に係る苦情対応や、自区内の鉄道騒音・振動測定調査を実施している区がある。 ○航空機騒音については、羽田空港に関係する区それぞれが測定調査を実施。</p> <p>(役割分担のあり方) ○航空機や新幹線、自動車など、広域的に移動するものに係る騒音や振動の防止対策については、点の取組ではなく、より広い視点で、都が取り組んでいくことが効果的である。 ○航空機や新幹線、自動車などの騒音・振動対策においては、測定調査に基づく当該ポイントでの改善にとどまらず、その結果に基づく関係機関への要請等の措置を通じて、対象エリアでの総合的な対策に結びつけることが重要である。複数の区を走る新幹線や上空を飛行する航空機の騒音については、各ポイントでの騒音測定結果を一体的に捉えることで、事業者、関係機関に対して、より実効性ある低減対策を要請することが可能となる。</p> <p>○騒音測定や関係機関への要請を各区単位で行うことは有効な対応とは言えず、都が広域的な立場で、関係する区と調整を図りながら、主導的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 航空機や新幹線、自動車など、広域的に移動するものに係る騒音や振動の防止対策については、点の取組ではなく、より広い視点で、都が取り組んでいくことが効果的である。							
	○								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 騒音・振動対策においては、測定調査にとどまらず、その結果に基づく関係機関への要請等の措置が重要である。複数の区を走る新幹線や上空を飛行する航空機の騒音対策は、騒音測定などを通じ、事業者、関係機関に対し総合的な低減対策を要請するものであり、これを各区単位で行うことは有効な対応とはならない。							
	○								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由								
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 3 中区分 2 小区分 (1)

事業名		騒音振動防止対策に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○騒音発生源の測定を行い、関係機関への働きかけ等環境改善の対策を講じる事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、特別区が事務処理特例により実施している道路騒音振動対策等を踏まえて広域的なエリアを対象とする測定や関係者間の広域的な調整を図るものであり、基本的には広域的対応を要するものと考えられるが、鉄道騒音振動測定については、現在特別区が実施しているものと合わせて、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	○	
	航空機騒音等騒音振動が広域に及ぶものについての測定や関係機関等との広域的な調整を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

D

大区分 3 中区分 2 小区分 (1)

事業名	騒音振動防止対策に関する事務	(都における事務処理の状況)		
担当	環境局	1 航空機騒音対策		
事務の内容	(事務の概要)	(1) 騒音測定		
	航空機、鉄道、道路の騒音振動対策	常時測定 (固定) 箇所数	分布調査箇所数	環境基準達成状況 (H20)
	(主な事務内容)	① 東京国際空港		
	1 航空機騒音防止対策	5	7	全地点で達成
	航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定を行っており、現在、東京国際空港、横田基地、厚木基地及び調布飛行場の周辺地域を指定	② 横田基地		
	上記4飛行場の航空機騒音について騒音常時測定等を行い、報告書にとりまとめるとともに、国に対して環境基準の遵守等、国の住宅等に対する防音工事の環境整備施策の促進を要望	4	12	固定調査2地点で超過 分布調査3地点で超過
	さらに、環境基準の一部改正(告示)により、航空機騒音に対する評価方法が平成25年度から新基準に変更されることとなったため、指定地域の見直しについて検討するための騒音測定調査を平成22年度より実施	③ 厚木基地		
	調査対象は、都内の6飛行場(横田飛行場、立川飛行場、羽田空港、厚木飛行場、東京ヘリポート及び調布飛行場)で、平成22年度は、近接する横田及び立川飛行場を一体として調査を実施	3	7	全地点で達成
	2 鉄道騒音振動対策	④ 調布飛行場		
	新幹線鉄道、在来線鉄道の騒音・振動測定の実施、その結果のとりのまとめ及び環境基準等の超過地点の鉄道事業者への防音壁等の環境対策の要望、環境対策の実施状況把握。	2	4	全地点で達成
3 道路騒音振動対策	(2) 対策			
東京都道路沿道環境対策検討会の事務局として、優先的に対策を講じる道路を選定して関係機関と連携を図りながら総合的な道路交通騒音対策を進めるなどしている。	東京国際空港については、調査結果を基に関係機関への環境基準の遵守を要望 基地については、防音工事等周辺地域の環境整備対策の促進、拡大を国に要望するとともに、横田基地については、航空機の低騒音化等を、厚木基地については、艦載機の基地での訓練自粛等の対策実施を在日米軍に要請			
(関係法令等)	2 鉄道騒音振動対策			
環境基本法、騒音規制法、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(環境庁昭和51年)、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成7年)、「騒音に係る環境基準」(環境庁平成10年)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成12年)、「航空機騒音に係る環境基準について(告示)」(平成19年一部改正)	(1) 騒音測定			
(区との連携状況)	① 新幹線			
航空機騒音対策、鉄道騒音振動対策に関する調査結果の報告書を配布するなど、区への情報提供を行っている。自動車騒音に関しては区が測定、都が取りまとめて国へ報告するとともに分かりやすく公表するなど役割分担している。	鉄道名	調査箇所数	環境基準達成状況 (H20)	
(その他)	東海道新幹線	11	7地点で基準超過	
	東北新幹線	4	全地点で達成	
	② 在来線			
	在来線については、新設又は大規模改良工事が実施された区間を走行する列車の走行騒音について指針が作成されているが、既存の在来線には適用されない。しかし、参考のため、都内25路線で測定を行っている。			
	(2) 対策			
	調査により騒音振動の発生状況や防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて事業者に対して、防音壁の設置やロングレール化の促進等の環境対策を要望			

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 自動車交通量対策に関する事務											
(1) 自動車交通量対策に関する事務	自動車利用の抑制等の推進を図る。	区	○							<p>○自動車の効率的な利用促進や公共交通機関等への利用転換を図るため、行政・住民・事業者が広域に連携しながら実施する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が実施している事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○			○			<p>○道路ネットワークは、各区の区域を超えて広域的に網状に広がっており、また自動車は広域的に移動するため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が多様な事業者と連携しながら、広域的に各種施策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○また、交通量対策に関する普及啓発などは、都区が連携して取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自動車交通量対策に関する事務	
担当	環境局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 道路ネットワークは、各区の区域を超えて広域的に網状に広がっており、また自動車は広域的に移動するため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が多様な事業者と連携しながら、広域的に各種施策に取り組んでいく必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 各区が個別に交通量対策を行っても、エリアが限られることから、広域的に広がる道路ネットワークにあっては、それがむしろスムーズな交通の支障となるおそれがある。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 区部においては、道路や市街地が連たんし、区域を超えて道路ネットワークが広がっているため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が一体的に各種施策に取り組んでいく必要がある。	
○		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >

(事業趣旨・概要)
 ○「TDM東京行動プラン」に基づく交通需要管理施策の推進
 自動車から公共交通機関への円滑な乗換えの促進、新たな渋滞対策事業である「ハイパースムーズ作戦」など、庁内各局と連携して、各種施策を実施。

○カーボンマイナス東京10年プロジェクトの施策
 自動車から公共交通機関への転換を促進する社会実験等を実施。

(区における実施状況)
 ○都と連携して、「TDM東京行動プラン」の推進やパーク＆ライドの実施などを行っている。

(役割分担のあり方)
 ○道路ネットワークは、各区の区域を超えて広域的に網状に広がっており、また自動車は広域的に移動するため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が多様な事業者と連携しながら、広域的に各種施策に取り組んでいく必要がある。

○また、交通量対策に関する普及啓発などは、都区が連携して取り組んでいくことが望ましい。

(役割分担の見直しの必要性)
 ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自動車交通量対策に関する事務	
担当局	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	都の関係局や区市町村その他関係者との広域的な調整を図りながら対策を進める必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

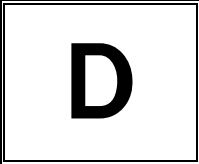
< 考え方 >

○自動車の効率的な利用促進や公共交通機関等への利用転換を図るため、行政・住民・事業者が広域に連携しながら実施する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。

現在都が実施している事務は、「TDM東京行動プラン」や「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」に基づき、都の関係局と区市町村間その他関係者間の広域的な調整を図るものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自動車交通量対策に関する事務	
担当	環境局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>自動車利用の抑制等の推進</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 「TDM東京行動プラン」に基づく交通需要管理施策の推進</p> <p>(1) 既存道路容量の回復</p> <p>① 駐車場管理の推進 駐車場誘導システム整備、駐車場情報の提供、違法駐車防止条例の促進、荷さばき対策などの社会実験</p> <p>② 道路交通システムの高度情報化 公共車両優先システムの整備、信号制御の高度化</p> <p>(2) 自動車利用の自粛 自動車使用に関する東京ルールを展開</p> <p>(3) 自動車利用からの転換</p> <p>① 乗り換えの利便性向上</p> <p>② 自転車道の整備、駐輪場の整備</p> <p>③ パーク＆ライドの推進</p> <p>(4) 自動車交通の抑制</p> <p>① 通行課金制度の検討</p> <p>② 物流対策モデル事業</p> <p>などのTDM施策を、庁内関係機関や区市町村、民間事業者と連携して推進。</p> <p>2 カーボンマイナス東京10年プロジェクトの施策</p> <p>地域特性に応じた環境交通施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーク＆バスライド ・物流効率化 ・物流人材育成 	<p>1 「TDM東京行動プラン」に基づく交通需要管理施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車から公共交通機関への円滑な乗換えを促進するパーク＆ライド駐車場56箇所、約5,000台分の設置（平成22年3月現在）、既存の道路を生かした即効性のある渋滞対策としてITS（高度道路交通システム）技術を活用した新たな渋滞対策事業「ハイパースムーズ作戦」など、各局連携して各種施策を実施 <p>2 カーボンマイナス東京10年プロジェクトの施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた環境交通モデル事業として、新宿区及び新宿駅周辺の商業施設と連携し、パーク＆バスライドを実施した。 ・都心の空スペースを有効活用した物流効率化モデルを構築した。 ・臨海地区における自動車から公共交通機関への転換を促進する社会実験を実施した。（ワン・ツー・タッチでecoラリー：平成21年9月18日から同年12月17日まで）
	<p>(関係法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンマイナス東京10年プロジェクト ・「10年後の東京」への実行プログラム2009 	
	<p>(区との連携状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーク＆バスライドの実施について新宿区と連携 	
	<p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)											
(1)自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	ディーゼル車対策等の推進を図る。	区	○							<p>○自動車公害の発生を抑制するため、ディーゼル車の規制や低公害車・低燃費車の普及促進等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、エコドライブの推進・普及啓発については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○	○		○			<p>○各区の区域はおろか、都域を超えて広域的に移動する自動車に由来する公害対策を効果的に実施していくためには、都が広域的な視点で、国や周辺3県とも連携して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○例えば、ディーゼル車規制については、違反車の取り締まりも含め、都が周辺3県と連携して広域的に取り組むからこそ効果が上がるものであり、各区による個別の取組では高い事業効果が期待できない。</p> <p>○また、PM減少装置の審査・指定には、極めて高度な測定機器を集めた施設や専門の研究員が必要であり、各区が担うのは困難であるほか、PM減少装置や低公害車導入に対する補助等は、規制の裏返しとして、各事業者の取組を後押ししていくためのものであり、都が自動車規制と併せて、都内全域で一律に実施していく必要があるものである。</p> <p>○一方、区は、都と連携したエコドライブの普及啓発など、住民に身近な取組を中心に行っていくことが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 4 中区分 2 小区分 (1)

事業名		自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都民の生命や健康を守るため、自由に移動できる自動車という移動発生源に対し、走行規制を周辺3県(千葉、埼玉、神奈川)と連携して効果的に実施するとともに、都内の事業者が行う排気ガス量の少ない自動車への代替に対する助成等を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○エコドライブ講習会などを実施している区がある。</p> <p>(役割分担のあり方) ○各区の区域はおろか、都域を超えて広域的に移動する自動車に由来する公害対策を効果的に実施していくためには、都が広域的な視点で、国や周辺3県とも連携して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○例えば、ディーゼル車規制については、違反車の取り締まりも含め、都が周辺3県と連携して広域的に取り組むからこそ効果が上がるものであり、各区による個別の取組では高い事業効果が期待できない。</p> <p>○また、PM減少装置の審査・指定には、極めて高度な測定機器を集めた施設や専門の研究者が必要であり、各区が担うのは困難であるほか、PM減少装置や低公害車導入に対する補助等は、規制の裏返しとして、各事業者の取組を後押ししていくためのものであり、都が自動車規制と併せて、都内全域で一律に実施していく必要があるものである。</p> <p>○一方、区は、都と連携したエコドライブの普及啓発など、住民に身近な取組を中心に行っていくことが望ましい。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○既にも上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		(事業趣旨・概要) ○都民の生命や健康を守るため、自由に移動できる自動車という移動発生源に対し、走行規制を周辺3県(千葉、埼玉、神奈川)と連携して効果的に実施するとともに、都内の事業者が行う排気ガス量の少ない自動車への代替に対する助成等を行っている。	
	チェック	理由 各区の区域はおろか、都域を超えて広域的に移動する自動車に由来する公害対策を効果的に実施していくためには、都が広域的な視点で、国や周辺3県とも連携して取り組んでいく必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 特に排気ガスが問題となる大型の貨物自動車については、出発地と目的地が区部内部で帰結する場合は少なく、1都3県のエリアでやっと9割以上をカバーする状況である。違反ディーゼル車の取締りを効果的に推進するためには、都県レベルで連携した広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由 PM減少装置の審査・指定には、自動車メーカーが保有するレベル以上の排気ガス測定施設が必要である。この施設は極めて高度な測定機器の集合施設であり、専門の研究者が常駐する必要がある。このような施設はメーカーと東京都環境科学研究所を除けば我が国に3施設しかなく、各区が当該事務を実施するのは困難である。			
○				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 道路や市街地が連たんし、各区の区域を超えて自動車が自由に行き来する区部においては、各区が個別に走行規制等を行っても、公害対策の高い効果は期待できない。		
	○			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

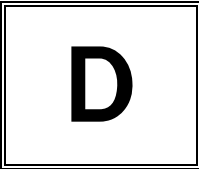
D

大区分 4 中区分 2 小区分 (1)

事業名		自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)		<p>< 考え方 ></p> <p>○自動車公害の発生を抑制するため、ディーゼル車の規制や低公害車・低燃費車の普及促進等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、広域的なエリアで規制、誘導や普及啓発を行うものであり、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、エコドライブの推進・普及啓発については、住民生活に密着した事務であることから、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>	
担当局		環境局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由	<p>○</p> <p>各区市町村が行う対策を補完し、広く都内全域を対象に規制、誘導や普及啓発を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。</p>		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由				
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
	チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 2 小区分 (1)

事業名	自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)																		
担当	環境局																		
事務内容	(事務の概要) ディーゼル車対策等の推進																		
	(主な事務内容)																		
	1 ディーゼル車対策 (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制 ①条例に基づき都の独自基準を設け、適合しないディーゼル車の都内運行を禁止 ②違反ディーゼル車の取締り この規制の実効性を担保するため、東京都自動車公害監察員(自動車Gメン)を設置し、平成15年10月の規制開始以来、違反者の取締りや、特定事業者に対する立入検査、関係業界などへの要請などを実施 (2) 粒子状物質(PM)減少装置の普及 ①PM減少装置の指定 ②PM減少装置の装着補助 補助率1/2(補助限度額:車両総重量により10万円~20万円) (3) 低公害車購入に対する融資制度 低公害車の普及促進を図るため、排出ガス性能の優れた最新規制適合車等の購入などに対して融資制度を設け、取扱金融機関から融資が受けられるようあつせんするとともに、金融機関へ払う利子補給や信用保証協会に払う信用保証料の補助を実施。 (融資限度額:1億円 償還期間:7年以内)																		
	2 低公害車・低燃費車の普及促進 (1) 低公害車の指定・民間車への導入 低公害車を指定するとともに、民間バスの低公害車化に対する補助を実施。 (2) 低公害車の優遇制度 低公害車について、自動車税の減税措置や駐車料金の割引制度を実施。 (3) CNGスタンドの設置費補助																		
	3 その他 (1) エコドライブの推進・普及啓発 (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくアイドリング・ストップの義務付け (3) 自動車環境管理計画書による事業者指導 (4) 重油及び重油混和燃料の禁止、バイオ燃料の利用促進																		
	(関係法令等) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例																		
	(区との連携状況)																		
	(その他)																		
	(都における事務処理の状況)																		
	1 ディーゼル車対策 (1) ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくPM値基準																		
<table border="1"> <tr> <td>車両総重量</td> <td>H15.10.1~</td> <td>H18.4.1~</td> <td>測定モード</td> </tr> <tr> <td>1.7t以下</td> <td>0.08g/km</td> <td>0.052g/km</td> <td>10・15</td> </tr> <tr> <td>1.7t~2.5t</td> <td>0.09g/km</td> <td>0.06g/km</td> <td>10・15</td> </tr> <tr> <td>2.5t超</td> <td>0.25g/km</td> <td>0.18g/km</td> <td>D13</td> </tr> </table>		車両総重量	H15.10.1~	H18.4.1~	測定モード	1.7t以下	0.08g/km	0.052g/km	10・15	1.7t~2.5t	0.09g/km	0.06g/km	10・15	2.5t超	0.25g/km	0.18g/km	D13		
車両総重量	H15.10.1~	H18.4.1~	測定モード																
1.7t以下	0.08g/km	0.052g/km	10・15																
1.7t~2.5t	0.09g/km	0.06g/km	10・15																
2.5t超	0.25g/km	0.18g/km	D13																
②取締りの実績(平成22年3月末現在)																			
<table border="1"> <tr> <td>調査台数</td> <td>26,111台</td> </tr> <tr> <td>運行禁止命令</td> <td>448台</td> </tr> </table>		調査台数	26,111台	運行禁止命令	448台														
調査台数	26,111台																		
運行禁止命令	448台																		
(2) ①PM減少装置の指定(平成22年3月31日現在)		②PM減少装置の装着補助																	
<table border="1"> <tr> <td>ディーゼル微粒子除去装置(DPF)</td> <td>21社 35型式</td> </tr> <tr> <td>酸化触媒</td> <td>13社 33型式</td> </tr> </table>		ディーゼル微粒子除去装置(DPF)	21社 35型式	酸化触媒	13社 33型式	<table border="1"> <tr> <td>補助台数</td> <td>80,060台</td> </tr> </table> <p>(平成13年度~平成21年度)</p>		補助台数	80,060台										
ディーゼル微粒子除去装置(DPF)	21社 35型式																		
酸化触媒	13社 33型式																		
補助台数	80,060台																		
(3) 低公害車購入に対する融資制度(あつせん台数)																			
<table border="1"> <tr> <td>環境保全資金融資あつせん</td> <td>12,552台</td> <td>H14~H21</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル車特別融資あつせん</td> <td>2,356台</td> <td>H14・H15</td> </tr> <tr> <td>環境対策資金融資あつせん(公庫)</td> <td>13台</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>NOx・PM法買換特別融資あつせん</td> <td>155台</td> <td>H17・H18</td> </tr> </table>		環境保全資金融資あつせん	12,552台	H14~H21	ディーゼル車特別融資あつせん	2,356台	H14・H15	環境対策資金融資あつせん(公庫)	13台	H15	NOx・PM法買換特別融資あつせん	155台	H17・H18						
環境保全資金融資あつせん	12,552台	H14~H21																	
ディーゼル車特別融資あつせん	2,356台	H14・H15																	
環境対策資金融資あつせん(公庫)	13台	H15																	
NOx・PM法買換特別融資あつせん	155台	H17・H18																	
2 低公害・低燃費車の普及促進 (1) 都内における低公害車の普及状況(平成21年3月31日現在)																			
<table border="1"> <tr> <td>電気自動車、CNG車、ハイブリッド車</td> <td>その他指定低公害車</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>50,484台</td> <td>2,097,509台</td> <td>2,147,993台</td> </tr> </table>		電気自動車、CNG車、ハイブリッド車	その他指定低公害車	合計	50,484台	2,097,509台	2,147,993台												
電気自動車、CNG車、ハイブリッド車	その他指定低公害車	合計																	
50,484台	2,097,509台	2,147,993台																	
民間バス等の低公害車化に対する補助実績(平成13年度~平成21年度)																			
<table border="1"> <tr> <td>CNG車</td> <td>90台</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッドバス</td> <td>85台</td> </tr> </table>		CNG車	90台	ハイブリッドバス	85台														
CNG車	90台																		
ハイブリッドバス	85台																		
(3) CNGスタンドの設置費補助 国負担額を除いた額の1/2 都内CNGスタンド設置状況:50箇所(平成22年4月1日現在)																			
3 その他 ・自動車環境管理計画書の対象となる特定事業者数 約1,800 (平成21年度末現在)																			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あつせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
3 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)											
(1)道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)	局地的の高濃度汚染の改善に向けた調査・検討を行う。	区	○							○幹線道路沿道の局地的な高濃度大気汚染地域の実態調査や環境改善を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○局地汚染対策は、汚染が著しく渋滞対策の上でも全都的に影響のある交差点の環境改善を図るため、国道、都道及び首都高という都内幹線道路沿道等において、国や首都高などと連携して調査・実験を行っているものである。 ○また、青少年・治安対策本部のハイパースムーズ作戦と連携し、渋滞を緩和するため、相当の長さにつながる道路の信号管理、右左折レーンの見直し等を、交通管理者や各道路管理者とともに、都が広域的な視点で取り組んでいるものである。 ○上記の趣旨から考えると、これら取組を区のみで担うことは適当でなく、都が広域的な視点で主導的に取り組んでいく必要がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 4 中区分 3 小区分 (1)

事業名		道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都内の幹線道路沿道では、窒素酸化物 (NO_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) 等による汚染が発生し、特に交通が集中する交差点や道路が多重構造等の地域では汚染物質の拡散が進まず、局地的な高濃度汚染となっていることから、局地汚染の改善について、調査・検討を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○板橋区大和町交差点周辺での調査・実験で、板橋区の協力を得るなどしている。</p> <p>(役割分担のあり方) ○局地汚染対策は、汚染が著しく渋滞対策の上でも全都的に影響のある交差点の環境改善を図るため、国道、都道及び首都高という都内幹線道路沿道等において、国や首都高などと連携して調査・実験を行っているものである。</p> <p>○また、青少年・治安対策本部のハイパースムーズ作戦と連携し、渋滞を緩和するため、相当の長さにわたる道路の信号管理、右左折レーンの見直し等を、交通管理者や各道路管理者とともに、都が広域的な視点で取り組んでいるものである。</p> <p>○上記の趣旨から考えると、これら取組を区のみで担うことは適当でなく、都が広域的な視点で主導的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input type="radio"/>						
	チェック	理由 局地汚染対策においては、渋滞を解消するため、相当の長さにわたる道路の信号管理、右左折レーンの見直し、迂回路への誘導等を、交通管理者や各道路管理者とともに、都が広域的な視点で取り組んでいく必要がある。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		<input type="radio"/>						
	チェック	理由 局地汚染対策のためには、局地における部分的な対策だけでなく、その局地に流入する道路交通全体に対する対策が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
チェック	理由								
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				<input type="checkbox"/>				
チェック	理由								
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

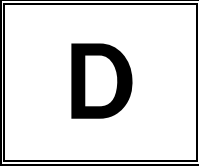
〔区〕

D

大区分 4 中区分 3 小区分 (1)

事業名		道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)		<p>< 考え方 ></p> <p>○幹線道路沿道の局地的な高濃度大気汚染地域の実態調査や環境改善を行う事務である。 複数区市に跨る広域的な幹線道路に係る対策について、沿線住民や関係区市、国などと調整を図りながら進めるものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	沿線住民や関係区市、国などとの広域的な調整を図りながら対策を進める必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 3 小区分 (1)

事業名	道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)
担当	環境局
事 務 の 内 容	(事務の概要) 局地的な高濃度汚染の改善に向けた調査・検討
	(主な事務内容) 1 局地汚染対策 都内の幹線道路沿道では、窒素酸化物 (NO ₂) や浮遊粒子状物質 (SPM) 等による汚染が発生し、特に交通が集中する交差点や道路が多層構造等の地域では汚染物質の拡散が進まず、局地的な高濃度汚染となっていることから、局地汚染の改善について、調査検討を行っている。 (1) 局地汚染実態調査 (2) 交差点における環境改善対策 (大気浄化実験施設の設置など) (3) ACF (高活性炭素繊維) 等を用いた大気浄化実験 (対象の交差点) ・板橋区大和町交差点周辺: 中山道 (国道17)、環状7、首都高5号池袋線 ・大田区松原橋交差点: 国道1、環状7 ・目黒区大坂橋交差点周辺: 国道246、環状6、首都高3号渋谷線
	(関係法令等) 自動車NO _x ・PM法
	(区との連携状況) 大和町交差点環境対策効果検証委員会にて交差点対策を検討し共同対策を実施 (平成12年～) / 自動車NO _x ・PM法に基づく総量削減計画策定協議会にて、都が策定する総量削減計画における対策を協議 (平成16年3月)
	(その他)

(都における事務処理の状況)

1 局地汚染対策

(1) 局地汚染実態調査 (平成21年度実績)

代表的な局地汚染地域 (大和町、松原橋、上馬、大坂橋、梅島、北品川の各自排局設置交差点等) のNO、NO₂の濃度分布や当該地域を走行する自動車における交差点通過時の速度変化や排出ガス排出量変化を試算した。また、ACFなどの対策を講じたときの改善状況を簡易シミュレートし、国との対策協議に資した。

(2) 交差点における環境改善対策

・国土交通省、首都高速道路株式会社、東京都により大和町交差点に大気浄化施設 (土壌浄化施設、換気施設) 設置 (平成13年7月～平成15年6月)

・国土交通省、東京都建設局により松原橋交差点に省スペースの大気浄化実験施設 (土壌浄化施設) 設置 (平成15年2月～平成17年1月)

・国土交通省、首都高速道路株式会社、東京都建設局により大和町交差点にオープンスペース『Y UME パーク大和町』の供用開始 (平成17年3月～)

※土壌浄化施設の実験結果 (2年間の平均)

実験項目	大和町交差点 (平成15年9月)	松原橋交差点 (平成17年1月)
吸気した自動車排出ガス等の除去率	NO _x 85% NO ₂ 97% SPM 89%	NO _x 74% NO ₂ 94% SPM 71%
吸気した自動車排出ガス等の除去量 (1日20時間運転)	NO _x 685 g NO ₂ 199 g SPM 109 g	NO _x 693 g NO ₂ 237 g SPM 102 g

※大和町オープンスペースでの濃度改善結果 (平成18年度)

NO_x濃度: 交差点中央にて5～20%提言

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

6 緑地保全策の推進に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 緑地保全策の推進に関する事務											
(1) 緑地保全策の推進に関する事務	自然保護条例に基づく緑地保全地域の指定、緑化計画書の届出受理、開発許可等を行う。	区	○							<p>○緑地の保護と回復を図るための規制・誘導、助成、普及啓発等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、緑化のための補助や開発許可等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○						<p>○都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様かつ重要になっている。</p> <p>○こうしたヒートアイランド対策や美しい都市景観をはじめとする緑の保全・創出による施策効果は、一定規模で、かつ広域的に展開していかないと、高い事業効果が期待できない。よって、都が緑の保全・創出を都内全域を通じて進めていくことが必要である。</p> <p>○例えば、屋上等の緑化は、都が都内全域を通じて一定規模以上の建築行為等に義務付けることにより、より効果的に都内の緑を創出できるものであり、公立小中学校の校庭の芝生化についても、それを実施する区市町村に都が補助をすることで、都内全域での実施を後押しするものである。</p> <p>○一方、区は、都の基準への上乗せや地域緑化指導など、地域の実情に応じた取組を行うことが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	緑地保全策の推進に関する事務	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 ヒートアイランド対策や美しい都市景観など、緑の保全・創出による施策効果は、一定規模で、かつ広域的に展開していかないと、高い事業効果が期待できない。よって、都が緑の保全・創出を都内全域を通じて進めていくことが必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 屋上等の緑化や校庭の芝生化は、都内全域を通じて推進することにより、より効果的な緑の創出が可能になるものであり、各区による個別の取組では、高い事業効果が期待できない。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜ 考え方 ＞								
<p>(事業趣旨・概要)</p> <p>○東京の緑地保全推進のため、緑のムーブメントの推進や、一定規模以上の建築行為等に対する屋上等緑化の義務付けおよび開発における許可の義務付け、また公立小中学校校庭の芝生化の推進などを行っている。</p>								
<p>(区における実施状況)</p> <p>○屋上等の緑化は、都と同等以上の緑化基準を定めている区については、緑化計画書届出等について区条例の手続に一元化している（平成22年7月現在で12区が一元化）。</p>								
<p>(役割分担のあり方)</p> <p>○都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様かつ重要になっている。</p>								
<p>○こうしたヒートアイランド対策や美しい都市景観をはじめとする緑の保全・創出による施策効果は、一定規模で、かつ広域的に展開していかないと、高い事業効果が期待できない。よって、都が緑の保全・創出を都内全域を通じて進めていくことが必要である。</p>								
<p>○例えば、屋上等の緑化は、都が都内全域を通じて一定規模以上の建築行為等に義務付けることにより、より効果的に都内の緑を創出できるものであり、公立小中学校の校庭の芝生化についても、それを実施する区市町村に都が補助をすることで、都内全域での実施を後押しするものである。</p>								
<p>○一方、区は、都の基準への上乗せや地域緑化指導など、地域の実情に応じた取組を行うことが望ましい。</p>								
<p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○既にも上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

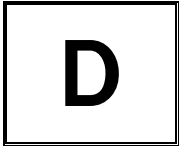
D

大区分 **6** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	緑地保全策の推進に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○緑地の保護と回復を図るための規制・誘導、助成、普及啓発等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務のうち、緑のムーブメントの推進や緑地保全地域の指定・管理等のように、都全域を対象に、それぞれの区市町村の区域を越えて関係者間の調整を図りあるいは地域指定等を行う必要のある事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、屋上等の緑化の規制誘導と助成、公立小中学校の校庭の芝生化への補助、開発許可等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局	環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	区市町村の対策を補完し、広く都全域を対象に、関係者間の調整を図りながら、個々の区市町村の区域を越えた普及啓発や地域指定等を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	緑地保全策の推進に関する事務	
担当	環境局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	<p>自然保護条例に基づく緑地保全地域の指定、緑化計画書の届出受理、開発許可等を行う。</p> <p>-----</p> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 緑のムーブメントの推進 (1) 緑の東京募金の実施 (2) 各種イベント等での普及啓発活動</p> <p>2 屋上等の緑化 一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化(緑化基準)屋上面積の20%以上(総合設計制度等適用の場合は30%以上)</p> <p>3 校庭の芝生化 公立小中学校、都立学校等の校庭の芝生化を推進。 公立小中学校の場合は、区市町村への補助を実施(補助率1/2)</p> <p>4 緑地保全地域の指定・管理 (1) 保全地域の指定 都内に残された貴重な自然地を保全地域として指定し、自然に影響を及ぼす各種の行為を規制 特別区の区域における保全地域 1地域 玉川上水歴史環境保全地域(世田谷、渋谷、杉並) (2) 保全地域の管理・活用・公有化等 保全地域では、保全計画を策定し案内板や防護柵を設置。都民の自然とのふれあいや、小中学校等の総合学習の場として活用。保全地域の規制により著しい制約がある場合、所有者の申し出により、都が買い取る制度を実施。 (3) 保全地域指定協力奨励金の交付</p> <p>5 開発許可 ・自然地を含む一定規模以上の敷地における、宅地の造成などの土地の形質について知事の許可を得ることを義務付け。</p> <p>6 都民との協働による緑づくり (1) 緑のボランティア登録 東京の緑づくりに関わるボランティアを支援するため、登録制度により活動希望者と受入団体の情報交換を円滑化 (2) 緑のボランティア活動の指導者育成と認定 都民の自主的な緑ボランティア活動を支援・促進するため、指導や助言を行える人材を育成・認定</p>	<p>1 緑のムーブメントの推進 (1) 緑の東京募金の実施 法人や個人からの募金に加え、平成20年度から金融機関とタイアップしエコ定期預金を販売した。また、募金の利便性を高めるため、クレジットカードによる募金を可能とした。 (2) 各種イベント等での普及啓発活動 みどりの都東京、エコライフフェア2008、芝生フォーラム等のイベントで都民への緑化活動への参加を直接訴えた。</p> <p>2 屋上等の緑化 平成21年度の緑化計画書受理件数は、695件(多摩地区、島しょを含む。) なお、一元化した区市で受理した件数を含めると1083件である。</p> <p>3 校庭の芝生化 平成21年度末現在:実施校175校(都費補助以外も含む) その他、芝生グリーンキーパーの派遣、芝生出前講座の実施、PR等を展開している。</p> <p>4 緑地保全地域の指定・管理 (1) 保全地域の指定 区部の指定は今後行う予定なし。 (2) 保全地域の管理・活用・公有化 玉川上水歴史環境保全地域では、都、関係区市、住民等による連絡協議会(事務局:環境局)で協議のうえ管理・活用を進めている。全域が公有地(水道局)のため維持管理は都が行う。公有地のため土地の買取りは発生しない。 (3) 保全地域指定協力奨励金の交付 玉川上水歴史環境保全地域は全域が公有地のため、奨励金の交付はない。</p> <p>5 開発許可 平成21年度の許可件数は45件(多摩地区、島しょを含む。変更許可を含む。) 協議件数は19件(多摩地区、島しょを含む。変更協議を含む。)</p> <p>6 都民との協働による緑づくり <実績は都全域> (1) 緑のボランティア登録 <登録数> 個人:771名 受入団体:66団体(うち区部26団体)(H21年度末現在) <体験実習> 年1、2回実施 <情報紙>年2回発行 (2) 緑のボランティア活動の指導者育成と認定 <認定指導者数> 一級:101名 二級:359名 (H21年度末現在) <講習実施回数> 基礎講習:9日 専門講習:20日 (H21年度実績)</p>
	(関係法令等)	・東京における自然の保護と回復に関する条例 ・保全地域指定協力奨励金交付要綱
	(区との連携状況)	○緑化計画書制度については、東京における自然の保護と回復に関する条例第57条の規定により、都の緑化基準と同等以上の区(平成21年9月現在で12区)については、手続の一元化を進めている。 ○「玉川上水の緑の保全事業都・区市連絡協議会」を通じ、必要事項の検討・情報交換 ○全区市教育委員会へ校庭の芝生化依頼 (その他)

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

7 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)											
		区	○							<p>○生物多様性の確保を図るために行う、野生動植物の保護や鳥獣保護等に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、鳥獣保護等の事務は、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p>	都区
(1)生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)	生態系のバランスを維持する上で極めて重要である生物多様性の確保を図るため、野生動植物の保護や鳥獣保護等を行う。	都	○	○			○			<p>○生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上で極めて重要であるが、このような自然環境上の普遍的課題については、限られたエリアで捉える意義に乏しく、より広域的な視野で捉える必要がある。</p> <p>○上記の観点に立ち、都内全域を通じて生物の多様性を確保し、生態系のバランスを維持していくため、都は、例えば、島嶼部も含め東京全体の希少野生動植物の保護を目的とした東京都版レッドリストの作成など、区市町村の区域に捉われない、広域的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>○カラスの生息数削減策については、カラスが行政区域を超えて広域的に移動し、ねぐらも広域に複数存在することから、各区によるスポット的な取組では高い効果が期待できない。よって、都が各区のエリアを超え、一体的に取組を行うことが必要不可欠である。</p> <p>○また、傷病鳥獣の保護は、東京都獣医師会や野生動物救護獣医師協会などの広域団体と連携して行っており、保護から治療、リハビリ、野生復帰まで多岐の処置段階が必要となるものである。これらの処置は、必ずしも各区内で完結するものではなく、広域的な視野に立ち、それぞれの段階で適切な処置場所を選定して行っているものであり、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。</p> <p>○一方、区は住民の生活環境を守るためのカラスの巣落しや、カラス繁殖の原因となるごみ対策など、地域に根ざした取組を中心に実施することが望ましい。</p> <p>○既上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要)</p> <p>○野生動植物の現状について、保護施策実施のための基礎資料として東京都版レッドリストを作成している。また、鳥獣保護施策の観点からカラス・ドバトを除く傷病した野生鳥獣を保護する一方、増えすぎたカラスによる都民生活への被害や脅威、飢えたカラスによる小動物への被害などを改善するための対策を行っている。</p> <p>(区における実施状況)</p> <p>○カラス対策について、区では平成17年から個人住宅敷地の巣の撤去や落下雛の回収を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方)</p> <p>○生物多様性の確保は生態系のバランスを維持する上で極めて重要であるが、このような自然環境上の普遍的課題については、限られたエリアで捉える意義に乏しく、より広域的な視野で捉えることが必要である。</p> <p>○上記の観点に立ち、都内全域を通じて生物の多様性を確保し、生態系のバランスを維持していくため、都は、例えば、島嶼部も含め東京全体の希少野生動植物の保護を目的とした東京都版レッドリストの作成など、区市町村の区域に捉われない、広域的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>○カラスの生息数削減策については、カラスが行政区域を超えて広域的に移動し、ねぐらも広域に複数存在することから、各区によるスポット的な取組では高い効果が期待できない。よって、都が各区のエリアを超え、一体的に取組を行うことが必要不可欠である。</p> <p>○また、傷病鳥獣の保護は、東京都獣医師会や野生動物救護獣医師協会などの広域団体と連携して行っており、保護から治療、リハビリ、野生復帰まで多岐の処置段階が必要となるものである。これらの処置は、必ずしも各区内で完結するものではなく、広域的な視野に立ち、それぞれの段階で適切な処置場所を選定して行っているものであり、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。</p> <p>○一方、区は住民の生活環境を守るためのカラスの巣落しや、カラス繁殖の原因となるごみ対策など、地域に根ざした取組を中心に実施することが望ましい。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input type="radio"/>						
	チェック	理由 都内全域を通じて生物の多様性を確保し、生態系のバランスを維持していくためには、東京都版レッドリストの作成をはじめとする野生動植物の保護など、区市町村の区域に捉われない、都による広域的な取組が必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		<input type="radio"/>						
	チェック	理由 傷病鳥獣の保護は、保護から治療、リハビリ、野生復帰まで多岐の処置段階が必要であり、各区の区域内で完結することは困難である。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
チェック	理由								
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<input type="radio"/>						
	チェック	理由 行政区域を超えて広域的に移動するカラスの生息数削減策については、エリアが限定された各区による取組では高い効果が期待できず、都が広域的視点に立ち、一体的かつ統一的に取り組む必要がある。							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<input type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)		<p>< 考え方 ></p> <p>○生物多様性の確保を図るために行う、野生動植物の保護や鳥獣保護等に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、カラス対策など鳥獣保護等の住民生活に密着した事務は、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	生物多様性の確保に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて、広く情報を収集し、事業を展開する必要のあるものについては、都が広域的な立場で処理することが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

D

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1 野生動植物の保護</p> <p>(1) 東京都版レッドリストの作成 本事業は、東京都の保護上重要な野生生物種の現状を明らかにすることを目的に作成するものであり、島しょを含む都内全域を対象としている。 作成に当たっては、都が委託により文献調査、現地調査等を実施した上で、その情報に基づき専門家による検討会で検討する。 【実績平成21-22年度:島しょ部レッドリスト作成】</p> <p>2 鳥獣保護等</p> <p>(1) 傷病鳥獣の保護 カラス・ドバトを除く傷病鳥獣を対象に、獣医師団体、鳥獣商組合、NPO等との委託契約により、一時保護飼養、治療を実施。 傷病鳥獣の保護飼養を行う都民ボランティア登録も実施。</p> <p>(2) カラス対策 平成17年度からは、個人住宅敷地の巣の撤去や落下雛の回収について、全面的に区市に依頼。その他施設の事情でカラスを集めてしまう場所の施設管理者の責任でトラップ捕獲などを要請。大きな緑地など、大規模ねぐらでのカラスの捕獲は、広域対策として都が実施。 平成21年度末のカラスの生息数 36,400羽(平成13年12月)→19,100羽(平成21年末)</p>
担当	環境局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	
	野生動植物の保護、カラス対策	
	(主な事務内容)	
	<p>1 野生動植物の保護</p> <p>(1) 東京都版レッドリストの作成</p> <p>2 鳥獣保護等</p> <p>(1) 傷病鳥獣の保護 カラス・ドバトを除く傷病鳥獣を対象に、獣医師団体、鳥獣商組合、NPO等との委託契約により、一時保護飼養、治療を実施。 傷病鳥獣の保護飼養を行う都民ボランティア登録も実施。</p> <p>(2) カラス対策 平成17年度からは、個人住宅敷地の巣の撤去や落下雛の回収について、全面的に区市に依頼。その他施設の事情でカラスを集めてしまう場所の施設管理者の責任でトラップ捕獲などを要請。大きな緑地など、大規模ねぐらでのカラスの捕獲は、広域対策として都が実施。 平成21年度末のカラスの生息数 36,400羽(平成13年12月)→19,100羽(平成21年末)</p>	
容	(関係法令等)	
	(区との連携状況)	
	(その他)	

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

8 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)											
(1) 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)	埋立処分場の管理運営・整備などを行う。	区	○							○埋立処分場の管理やスーパーエコタウン事業等を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○		○			○	○埋立処分場は、都内中小事業者の産業廃棄物を受入れており、その運営は、都の産業廃棄物対策において重要な役割を果たしている。また同様に、スーパーエコタウン事業は、産業廃棄物のリサイクル推進のため、民間事業者を誘致して行っているものである。廃掃法上、産業廃棄物の適正処理確保は都の責務とされていることから、これらはその一環として、都が責任を持って取り組んでいくことが望ましい。 ○なお、区部の一般廃棄物の最終処分については、今後も平成12年都区制度改革実施大綱における役割分担に基づき行われるべきものと考えている。 ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

D

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 産業廃棄物は都県境を超えて広域的に処理されているほか、廃掃法上、産業廃棄物の適正処理確保は都の責務とされている。こうしたことから、産業廃棄物の受入れを行っている埋立処分場の運営や産業廃棄物のリサイクル推進のためのスーパーエコタウン事業については、都が九都府市とも連携しつつ、広域的視点で責任を持って取り組んでいく必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 廃掃法により、都は産業廃棄物の適正処理確保の責務を負っているが、埋立処分場における産業廃棄物の受入れやスーパーエコタウン事業は、この責務の一環として都が行っているものであり、これら事業を区に移管した場合、都と区の間での調整等が生じ、事務が非効率となるおそれがある。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 スーパーエコタウン事業は、臨海部の都有地を活用して実施している。	
○		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由 平成11年の都区合意により、区部の一般廃棄物の最終処分は、区の委託を受けて都が実施することとなっている。	
○		

＜ 考え方 ＞		
（事業趣旨・概要） ○都が東京港内に設置管理する埋立処分場において、区の委託を受けた一般廃棄物や、中小企業から排出された産業廃棄物、都市施設廃棄物の埋立処分を行っている。また、東京臨海部の都有地において民間事業者の産業廃棄物等処理・リサイクル施設の整備を促進するなど、スーパーエコタウン事業の推進等を実施している。		
（区における実施状況） ○区においては実施していない。		
（役割分担のあり方） ○埋立処分場は、都内中小事業者の産業廃棄物を受入れており、その運営は、都の産業廃棄物対策において重要な役割を果たしている。また同様に、スーパーエコタウン事業は、産業廃棄物のリサイクル推進のため、民間事業者を誘致して行っているものである。廃掃法上、産業廃棄物の適正処理確保は都の責務とされていることから、これらはその一環として、都が責任を持って取り組んでいくことが望ましい。		
○なお、区部の一般廃棄物の最終処分については、今後も平成12年都区制度改革実施大綱における役割分担に基づき行われるべきものと考えている。		
（役割分担の見直しの必要性） ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

D

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名		みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)		<p>< 考え方 ></p> <p>○埋立処分場の管理運営・整備、スーパーエコタウン事業、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会に関する事務である。 埋立処分場については、一般廃棄物の最終処分自体は特別区の責任であるが、現在の処分場が、広域対応が必要な東京港の港湾施設としての性格も有しており、現行の都区間の役割分担を維持する観点から引き続き都が担う方向で検討すべきである。 また、スーパーエコタウン事業や九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会については、特別区の区域を越えた広域的な調整を要する事務であり、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>					
担当局		環境局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input checked="" type="checkbox"/>						
	チェック	理由							
	広域対応が必要な東京港の港湾施設としての性格を兼ねる最終処分場の管理や特別区の区域を越えて広域的な調整を要する廃棄物対策に関する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由								
		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>		総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

D

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)																								
担当	環境局																								
事 務 の 内 容	(事務の概要) 埋立処分場の管理運営・整備など	(都における事務処理の状況)																							
	(主な事務内容)	<p>1 埋立処分場の管理運営・整備 都の設置管理する埋立処分場において、特別区から委託を受けた一般廃棄物や、都内の中小企業から排出された産業廃棄物などの埋立処分事業を行っている。 (現在の埋立処分場) ・中央防波堤外側埋立処分場(その2) 199ha ・新海面処分場Bブロック 72ha</p> <p>2 スーパーエコタウン事業 廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部の所有地において、民間事業者等が主体となり、産業廃棄物等の処理・リサイクル施設の整備を推進。 (中央防波堤内側埋立地)PCB廃棄物処理施設、ガス化熔融等発電施設 (大田区城南島)建設混合廃棄物リサイクル施設、食品廃棄物リサイクル施設、廃情報機器類等のリサイクル施設、がれき類・建設泥土のリサイクル施設</p> <p>3 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 九都県市首脳会議の下部組織として設置されている九都県市廃棄物問題検討委員会において、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、九都県市の広域連携を強化。</p>																							
	(関係法令等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 50%;">埋立処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td style="text-align: center;">35.3</td> </tr> <tr> <td>都市施設廃棄物</td> <td style="text-align: center;">5.6</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td style="text-align: center;">12.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">53.2</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	埋立処分量	一般廃棄物	35.3	都市施設廃棄物	5.6	産業廃棄物	12.3	計	53.2													
	廃棄物の種類	埋立処分量																							
	一般廃棄物	35.3																							
都市施設廃棄物	5.6																								
産業廃棄物	12.3																								
計	53.2																								
(区との連携状況)	<p>2 スーパーエコタウン事業 施設一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中央防波堤内側</td> <td>PCB廃棄物処理施設</td> <td style="text-align: center;">2t/d</td> </tr> <tr> <td>ガス化熔融等発電施設</td> <td style="text-align: center;">約600t/d</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">大田区城南島</td> <td>建設混合廃棄物リサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">約928t/d</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物リサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">約961t/d</td> </tr> <tr> <td>食品廃棄物リサイクル施設(バイオガス発電)</td> <td style="text-align: center;">約110t/d</td> </tr> <tr> <td>食品廃棄物リサイクル施設(飼料化)</td> <td style="text-align: center;">約140t/d</td> </tr> <tr> <td>廃情報機器類等のリサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">約36t/d</td> </tr> <tr> <td>廃情報機器類等のリサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">約300t/d</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がれき類・建設泥土のリサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">約2,000t/d</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	処理量	中央防波堤内側	PCB廃棄物処理施設	2t/d	ガス化熔融等発電施設	約600t/d	大田区城南島	建設混合廃棄物リサイクル施設	約928t/d	建設混合廃棄物リサイクル施設	約961t/d	食品廃棄物リサイクル施設(バイオガス発電)	約110t/d	食品廃棄物リサイクル施設(飼料化)	約140t/d	廃情報機器類等のリサイクル施設	約36t/d	廃情報機器類等のリサイクル施設	約300t/d		がれき類・建設泥土のリサイクル施設	約2,000t/d
	施設名	処理量																							
中央防波堤内側	PCB廃棄物処理施設	2t/d																							
	ガス化熔融等発電施設	約600t/d																							
大田区城南島	建設混合廃棄物リサイクル施設	約928t/d																							
	建設混合廃棄物リサイクル施設	約961t/d																							
	食品廃棄物リサイクル施設(バイオガス発電)	約110t/d																							
	食品廃棄物リサイクル施設(飼料化)	約140t/d																							
	廃情報機器類等のリサイクル施設	約36t/d																							
	廃情報機器類等のリサイクル施設	約300t/d																							
	がれき類・建設泥土のリサイクル施設	約2,000t/d																							
(その他)	<p>3 九都県市廃棄物問題検討委員会 平成22年度事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">減量化・再資源化の促進</th> <th style="width: 50%;">適正処理の促進</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 3R普及促進事業</td> <td>ア 排出事業者意識等調査</td> </tr> <tr> <td>イ 容器包装発生抑制事業</td> <td>イ 産業廃棄物運搬車両の路上一斉調査</td> </tr> <tr> <td>ウ リサイクル関連法等に関する要望</td> <td>ウ 廃棄物処理に関する制度の見直し等の要望</td> </tr> <tr> <td>エ ホームページの管理運営</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	減量化・再資源化の促進	適正処理の促進	ア 3R普及促進事業	ア 排出事業者意識等調査	イ 容器包装発生抑制事業	イ 産業廃棄物運搬車両の路上一斉調査	ウ リサイクル関連法等に関する要望	ウ 廃棄物処理に関する制度の見直し等の要望	エ ホームページの管理運営															
減量化・再資源化の促進	適正処理の促進																								
ア 3R普及促進事業	ア 排出事業者意識等調査																								
イ 容器包装発生抑制事業	イ 産業廃棄物運搬車両の路上一斉調査																								
ウ リサイクル関連法等に関する要望	ウ 廃棄物処理に関する制度の見直し等の要望																								
エ ホームページの管理運営																									
(関係法令等)	産業廃棄物の適正処理の確保・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項 埋立処分場の管理運営・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第3項、東京都廃棄物条例第16条																								
(その他)	埋立処分場の管理運営については、平成11年の都区合意に基づき、都が引き続き担うことになっている。																								

委員会：年2回、幹事会：年2回、減量化・再資源化部会：年9回、適正処理部会：年9回

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務										総合 評価
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	
1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務										
(1) 新しい福祉の基盤づくりに関する事務 誰もが地域の中で、質の高い福祉サービスを安心して、自ら選択・利用できるようにするため、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進する。	区	○							○福祉サービスの質・量を確保し、新たな取り組みを支援するための情報提供や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
	都	○	○						○福祉サービスにおいては、誰もが居住地を問わず良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は地域福祉推進区市町村包括補助事業により区の間を一層後押ししていく必要がある。 ○福祉総合ネットワーク事業については、各区の区域にとらわれずサービスを広く比較検討できることが利用者の利益に資するため、都内の情報を集約して提供することが不可欠であり、その事業に対する補助は都が行う必要がある。 ○民間社会福祉施設サービス推進費補助については、都民の多様なニーズに対応できるサービスをより多く広範に確保するため、また、児童養護施設や婦人保護施設など、施設が偏在し利用者が各区の区域を超える施設もあることから、都が広域的な立場で実施する必要がある。 ○社会福祉法人東京都社会福祉協議会は、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体であり、その運営費等の補助は都が行う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		新しい福祉の基盤づくりに関する事務		<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○誰もが地域の中で質の高い福祉サービスを安心して自ら選択・利用できるようにするため、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進している。このため、地域福祉推進区市町村包括補助事業や、福祉総合ネットワーク事業等に対する補助、民間社会福祉施設サービス推進費補助、社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対する運営費等の補助を実施している。</p> <p>(区における実施状況) ○広報誌やインターネット等により、区民や区内の福祉サービス事業者に対し、情報提供等を行っている。 ○民間社会福祉施設に対し、独自に運営費の補助を行っている区がある。</p> <p>(役割分担のあり方) ○福祉サービスにおいては、誰もが居住地を問わず良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要がある、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は地域福祉推進区市町村包括補助事業により区の取組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>○福祉総合ネットワーク事業については、各区の区域にとらわれずサービスを広く比較検討できることが利用者の利益に資するため、都内の情報を集約して提供することが不可欠であり、その事業に対する補助は都が行う必要がある。</p> <p>○民間社会福祉施設サービス推進費補助については、都民の多様なニーズに対応できるサービスをより多く広範に確保するため、また、児童養護施設や婦人保護施設など、施設が偏在し利用者が各区の区域を超える施設もあることから、都が広域的な立場で実施する必要がある。</p> <p>○社会福祉法人東京都社会福祉協議会は、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体であり、その運営費等の補助は都が行う必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由	誰もが居住地を問わず良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要がある、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。各区の主体的な取組により、良質なサービスが都内全域に行きわたるよう、都は地域福祉推進区市町村包括補助事業により区を支援していく必要がある。						
	○								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由	福祉総合ネットワーク事業については、利用者が各区の区域にとらわれずサービスを比較検討でき、情報量に格差が生じないよう、都内の情報を集約して広く提供することが不可欠であり、その事業に対する補助は都が行う必要がある。						
	○								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由								
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		新しい福祉の基盤づくりに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○福祉サービスの質・量を確保し、新たな取り組みを支援するための情報提供や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、広く都全域に情報提供を行い、あるいは広域的に利用される施設や広域的に活動する団体への助成等、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、特別区の事業に対する包括補助や地域的に利用される福祉施設への補助等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	区市町村の取り組みを補完し、都全域を対象にした情報提供や広域的に利用される施設及び広域的に活動する団体への補助等の支援を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい障壁が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

E

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	新しい福祉の基盤づくりに関する事務					
担当	福祉保健局					
事務内容	(事務の概要)			(都における事務処理の状況)		
	だれもが地域の中で、質の高いサービスを安心して自ら選択・利用できるようにするため、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進。			地域福祉推進区市町村包括補助事業		
	(主な事務内容)			実施主体	区市町村	
	1 福祉の基盤づくり			補助率	1 / 2 (一部10/10)	
	(1)地域福祉推進区市町村包括補助事業			対象事業	先駆的事业	新たな課題に取り組む地域の福祉・保健・医療の推進に係る試行的事業
	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する地域の福祉・保健・医療の推進に係る基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援する。				選択事業	福祉のまちづくりに関する事業の推進 コミュニティバスの導入 福祉サービス第三者評価の実施 福祉サービス総合支援事業 成年後見活用あんしん生活創造事業 災害時要擁護者避難支援体制の整備 その他、区市町村が独自に取り組む事業
	(2)福祉総合ネットワーク事業、福祉情報提供事業					
	<p><福祉情報総合ネットワーク事業> 福祉サービスに関する情報を利用者が容易に検索・アクセスできるような情報提供の仕組みを構築することにより、利用者が自分のニーズにあったサービスを選択することが可能となるよう支援するとともに、事業者のサービス向上を図る。</p> <p><福祉情報提供事業> 都民が身近な地域で適切なサービスを選択できるよう、福祉に関する情報を多様な媒体を活用して総合的に提供するとともに、福祉に携わる人材に対して、知識、技術の普及・啓発を行う。 (実施主体「財団法人東京都福祉保健財団」に対して経費を補助)</p>					
	2 民間社会福祉事業の振興			一般事業	生活保護世帯に対する健全育成事業 市町村社会福祉協議会等に対する補助	
	(1)民間社会福祉施設サービス推進費補助					
民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援			民間社会福祉施設サービス推進費補助			
(2)独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助			対象事業	民間社会福祉施設		
民間社会福祉事業の振興を図るため、施設整備等に要する資金を独立行政法人福祉医療機構から借り受けた社会福祉法人等に対して、財団法人東京都福祉保健財団が利子補給する経費を補助する。			実績(平成21年度、単位:件数)	1,096件		
3 社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対する運営費等の補助						
民間社会福祉活動を育成し、公私協働による社会福祉の向上を図るため、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が行う社会福祉協議会活動に要する経費を一部補助						
(関係法令等)						
地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱、福祉情報総合ネットワーク事業実施要綱、福祉情報提供事業実施要綱、平成21年度東京都高齢者研究・福祉振興財団運営費補助金交付要綱、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費補助要綱、社会福祉法第110条第1項、東京都社会福祉協議会一般事業運営費補助金交付要綱						
(区との連携状況)						
(その他)						

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務										
(1) 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。	区	○							○福祉サービスが適切に利用されるように相談・援助等の支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
	都	○					○		○誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を確保するためには、福祉サービスの利用支援や相談・苦情対応の体制を、都内全域において確実に整備していく必要がある。このため、都は広域的な立場から、関係機関（家庭裁判所、弁護士会等）との連携や情報提供を行うとともに、区職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域の実情に応じた区の主体的な取組を支援していく必要がある。 ○区は、成年後見制度推進機関の設置による後見制度の積極的な活用促進など、住民に身近な取組をより推進していくことが期待される。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名		福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○福祉サービスの利用・契約援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。</p> <p>(区における実施状況) ○成年後見制度推進機関を設置し、地域における後見制度の活用を促進しているほか、東京都社会福祉協議会との委託契約により、23区の社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を確保するためには、福祉サービスの利用支援や相談・苦情対応の体制を、都内全域において確実に整備していくことが必要である。このため、都は広域的な立場から、関係機関（家庭裁判所、弁護士会等）との連携や情報提供を行うとともに、区職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域の実情に応じた区の主体的な取組を支援していく必要がある。</p> <p>○区は、成年後見制度推進機関の設置による後見制度の積極的な活用促進など、住民に身近な取組をより推進していくことが期待される。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由 福祉サービスの利用支援や相談・苦情対応の体制を、都内全域において確実に整備していくためには、各区の取組を都が支援するとともに、家庭裁判所をはじめとする関係機関との広域的な連携体制を確保する必要がある。</p>	
	チェック	理由		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>	
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由</p>	
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		<p>チェック</p> <p>理由 日常生活自立支援事業及び苦情対応事業は、社会福祉法において、都道府県社会福祉協議会が実施主体となることが定められている。</p>	
	チェック	理由		
	○			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名		福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○福祉サービスが適切に利用されるように相談・援助等の支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、特別区の取り組みを補完しつつ、制度の普及啓発や国の補助制度を活用して東京都社会福祉協議会を通じた支援を行うものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input checked="" type="radio"/>	○区市町村の取り組みを補完し、都全域を対象にした制度の普及啓発や広域的に活動する団体を通じた支援を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

E

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務							
担当	福祉保健局							
事 務 の 内 容	(事務の概要) 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。	(都における事務処理の状況)						
	(主な事務内容)	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）						
	1 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (東社協から区市町村社協等に委託（島しょは東社協）)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>国1/2、都1/2</td> </tr> <tr> <td>実施団体（21年度実績）</td> <td>54団体</td> </tr> </table>	実施主体	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (東社協から区市町村社協等に委託（島しょは東社協）)	補助率	国1/2、都1/2	実施団体（21年度実績）	54団体
	実施主体	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (東社協から区市町村社協等に委託（島しょは東社協）)						
	補助率	国1/2、都1/2						
実施団体（21年度実績）	54団体							
2 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援するとともに、社会貢献型後見人候補者を養成し、成年後見制度の積極的な活用を促進する。 (都実施事業) 成年後見制度の普及啓発、成年後見制度担当職員のスキルアップ 社会貢献型後見人候補者の養成 等	苦情対応事業							
3 苦情対応事業 利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、区市町村において福祉サービスの利用者、事業者等から相談・苦情に的確に対応できるよう必要な支援を行うことにより、利用者の福祉サービスに対する信頼を高め、提供されるサービスの質の向上を図る。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人 東京都社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、都1/2</td> </tr> </table>	実施主体	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	負担割合	国1/2、都1/2			
実施主体	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会							
負担割合	国1/2、都1/2							
(関係法令等) 東京都日常生活自立支援事業実施要綱 東京都成年後見活用あんしん生活創造支援事業実施要綱 東京都における苦情対応事業実施要綱								
(区との連携状況) 【社会貢献型後見人候補者の養成】都：基礎講習、フォローアップ研修の実施 区：基礎講習参加希望者の募集、基礎講習終了後の実習活動の紹介及び後見人候補者として紹介・推薦等								
(その他)								

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

5 福祉サービス第三者評価システムに関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 福祉サービス第三者評価システムに関する事務											
(1) 福祉サービス第三者評価システムに関する事務	東京都福祉サービス評価推進機構を通じて多様な評価機関の認証、評価者の育成、共通評価項目の見直し・改定、評価手法改善のための試行調査等を行う。	区	○							<p>○東京都福祉サービス評価推進機構を通じて第三者評価事業を推進する事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○					○	<p>○福祉サービスにおいては、居住地のいかんにかかわらず利用者の誰もが十分な情報を元にサービスを選択できる環境と、事業者による一定水準のサービスの質を、都内全域を通じて確保していく必要がある。こうした趣旨から考えれば、各区による個別の取組だけでは効果的・効率的な事業実施が困難であり、都が広域的な立場から福祉サービス評価推進機構への支援等を行う必要がある。</p> <p>○区は、地域の実情に応じて、区民への普及啓発や事業者の受審の支援など、第三者評価の促進に向けた取組を充実することが望まれる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	福祉サービス第三者評価システムに関する事務	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 利用者の誰もが十分な情報を元に福祉サービスを選択できる環境と、事業者による一定水準のサービスの質を、都内全域を通じて確保していくためには、都が広域的な立場から福祉サービス評価推進機構への支援等を行う必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 福祉サービス事業者は各区の区域を超えて広域的に活動していることから、各区による個別の取組だけでは、効果的・効率的な事業実施が困難である。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」により、都道府県は都道府県推進組織を設置することとなっている。
○		

＜ 考え方 ＞								
（事業趣旨・概要）								
○利用者のサービス選択に資する情報提供と、事業者のサービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価システムの運用、普及等を行っている。								
○国のガイドラインに基づき、「福祉サービス評価推進機構」を各都道府県に1か所設置することとなっており、評価システムの運営に関する業務は東京都福祉サービス評価推進機構（財団法人東京都福祉保健財団）が実施している。								
（区における実施状況）								
○区内事業者への普及啓発、受審費補助、住民への情報提供等を実施している。								
（役割分担のあり方）								
○福祉サービスにおいては、居住地のいかんにかかわらず利用者の誰もが十分な情報を元にサービスを選択できる環境と、事業者による一定水準のサービスの質を、都内全域を通じて確保していく必要がある。こうした趣旨から考えれば、各区による個別の取組だけでは効果的・効率的な事業実施が困難であり、都が広域的な立場から福祉サービス評価推進機構への支援等を行う必要がある。								
○区は、地域の実情に応じて、区民への普及啓発や事業者の受審の支援など、第三者評価の促進に向けた取組を充実することが望まれる。								
（役割分担の見直しの必要性）								
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名		福祉サービス第三者評価システムに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○東京都福祉サービス評価推進機構を通じて第三者評価事業を推進する事務である。 現在都が行っている事務は、厚生労働省の指針に基づき、都道府県単位で推進組織を設けて実施するものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input checked="" type="checkbox"/>	
	チェック	理由		
	国の指針に基づき、都道府県単位での評価システムの整備を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

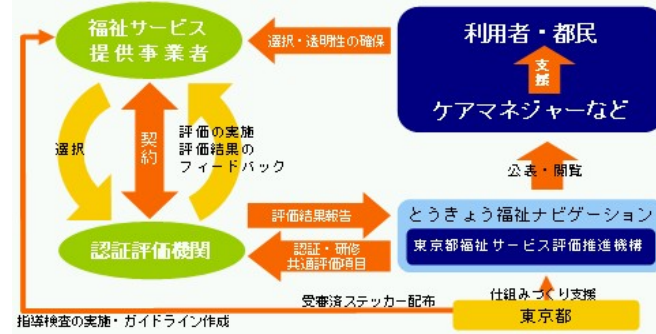
E

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	福祉サービス第三者評価システムに関する事務
担当	福祉保健局
事務内容	(事務の概要) 東京都福祉サービス評価推進機構を通じて多様な評価機関の認証、評価者の育成、共通評価項目の見直し・改定、評価手法改善のための試行調査等を実施。
	(主な事務内容) 1 東京都福祉サービス評価推進機構に関する諸業務 ア 評価者養成講習等の実施 イ 評価機関の認証 ウ 評価関連情報の収集と提供 エ 共通評価項目の見直し・改定 2 法制度改正に対応するための評価手法・項目の検討・試行など
	(関係法令等) 国: 社会福祉法第78条第1項 都: 東京都における福祉サービス第三者評価について(指針) 福祉サービス第三者評価支援事業実施要綱 ※関連する通知等 ◇厚生労働省 社会・援護局 福祉サービス第三者評価事業 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(国ガイドライン) ・都道府県は、都道府県推進組織を設置すること。 ◇厚生労働省 老健局 地域密着型サービスの自己評価・外部評価の実施 地域密着型サービスの運営基準及び解釈通知、自己評価・外部評価の実施通知 ・都道府県の業務として、評価項目の制定、評価機関の選定、調査員養成研修の実施が規定されている。
内容	(区との連携状況) ◇区の役割として、①区立事業所(公設民営含む)の評価実施 ②民間事業所への受審費支援を依頼している。 ①②に要した費用については、地域福祉推進区市町村包括補助事業で都が補助している。(原則1/2、一部10/10) ◇制度の普及・定着のため、住民や事業者に対する制度啓発の実施を依頼している。費用が発生する場合は、上記と同様に、地域福祉推進区市町村包括補助事業で都が補助している。(1/2) ◇地域密着型サービスの共通評価項目・評価手法の検討のため、東京都福祉サービス評価推進機構の評価・研究委員会高齢ワーキングに、保険者代表として区担当課長(1名)がメンバーとして参加している。
	(その他)

(都における事務処理の状況)

福祉サービス第三者評価システムの概念図



評価機関数(平成22年7月20日現在)	124機関
評価者養成講習修了者(平成21年度)	167名
評価者フォローアップ研修(共通)修了者(平成21年度)	1,310件
評価実績(平成21年度)	2,014件
評価対象サービス(平成22年度)	51

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

8 地域医療対策に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 地域医療対策に関する事務										
(1) 地域医療対策に関する事務		区	○						<p>○地域における医療サービスの提供体制を確保するため、保健医療圏の設定をはじめ、特定の医療分野における連携体制の整備や医療情報の提供等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区に対する補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
	地域における医療サービスの提供体制の確保を行う。	都	○	○					<p>○急性期から在宅医療に至る切れ目のない医療連携体制や、入院医療・高度専門医療の提供体制を確保していくため、都は広域的な視点からその充実を図っていく必要がある。</p> <p>○一方、特別区は一次保健医療圏の区域として、地域住民の日常生活を支え、住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域としての役割を担う。</p> <p>○各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かな保健医療サービスが都内全域に行きわたるよう、都は医療保健政策区市町村包括補助事業等により区の間を繋ぎを一層後押ししていく必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地域医療対策に関する事務		<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○東京都は「東京発医療改革」を掲げ、「開かれた医療、安心できる医療、無駄のない医療」を方針として、「365日24時間の安心」と「患者中心の医療」の実現に向け、誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられ、かつ患者（都民）自らが主体的に医療に参加できるようにするための様々な地域医療システムの構築を行っている。</p> <p>○都民の保健医療ニーズに的確に対応するため、総合的な保健医療提供体制を構築する圏域として、一次、二次、三次の保健医療圏を設定している。一次は区市町村を、二次は複数の区市町村を、三次は都全域を単位とし、各医療機関がそれぞれの医療機能を分担しながら、相互に連携して医療を提供していく体制の確保を図っている。</p> <p>(区における実施状況) ○都の医療保健政策区市町村包括補助等を活用し、地域の実情に応じた施策を展開している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○急性期から在宅医療に至る切れ目のない医療連携体制や、入院医療・高度専門医療の提供体制を確保していくため、都は広域的な視点からその充実を図っていく必要がある。</p> <p>○一方、特別区は一次保健医療圏の区域として、地域住民の日常生活を支え、住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域としての役割を担う。</p> <p>○各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かな保健医療サービスが都内全域に行きわたるよう、都は医療保健政策区市町村包括補助事業等により区の間組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>			
担当		福祉保健局					
事 業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。						
	チェック	理由 複数区や都内全域にわたり、各医療機関が相互に連携して医療を提供していく体制を整備する必要があるため、広域的な立場から都が担う必要がある。					
	○						
	チェック	理由 各区による個別の取組だけでは、限られた医療資源の適切な活用や、各医療機関の効率的な連携による、都民への医療提供体制の効果的な確保に支障が生じるおそれがある。					
	○						
	チェック	理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
	チェック	理由					
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
	チェック	理由					
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。						
	チェック	理由					
				総合評価			
				<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%;">都</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保					

検討対象事務評価個票

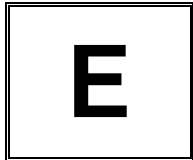
〔区〕

E

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地域医療対策に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域における医療サービスの提供体制を確保するため、保健医療圏の設定をはじめ、がん、脳卒中、糖尿病、在宅医療、リハビリテーション等に関する医療連携体制の整備や医療情報の提供等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、都全域を対象に広域的な観点から重層的に保健医療圏を設定して体制を整備し、あるいは特定の医療分野における広域的な連携体制の確保や保健医療情報の提供等を行うものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、特別区に対する医療保健政策包括補助事業については、特別区が実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input checked="" type="checkbox"/>	都全域を対象にした広域的な保健医療圏の設定をはじめ、医療分野における広域的な連携や情報提供体制の整備に必要な事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容



大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地域医療対策に関する事務	(都における事務処理の状況)																				
担当	福祉保健局	都内の二次保健医療圏 13 東京都保健医療計画推進協議会 1回開催(平成21年度) 都内のがん診療連携拠点病院 16病院(都道府県拠点2 地域拠点14) 東京都認定がん診療病院 16病院 脳卒中医療連携推進協議会・・・都にて開催 検討会・・・島しょを除く12圏域にて開催 糖尿病医療連携推進協議会・・・都にて開催 検討会・・・島しょを除く12圏域にて開催																				
(事務の概要)		東京都リハビリテーション病院(墨田区堤通二丁目14番1号) 診療科目 リハビリテーション科・整形外科 病床数 165床 外来規模 120人/日 程度 指定管理者 社団法人東京都医師会																				
地域における医療サービス提供体制の確保		地域リハビリテーション支援センター 12箇所																				
(主な事務内容)		東京都保健医療情報センターの相談事業実績等(平成21年度)																				
事 務 の 内 容	1 保健医療圏を単位としたサービス提供体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>保健医療福祉相談事業</td> <td>66,288</td> </tr> <tr> <td>医療機関案内サービス「ひまわり」</td> <td>アクセス数(PC) 1,112,020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アクセス数(携帯) 222,747</td> </tr> <tr> <td>外国語による医療情報サービス</td> <td>6,992</td> </tr> <tr> <td>救急通訳サービス(医療機関向け)</td> <td>483</td> </tr> <tr> <td>連絡通報受理業務</td> <td>5,259</td> </tr> <tr> <td>精神科救急医療情報センター</td> <td>13,047</td> </tr> </table>		保健医療福祉相談事業	66,288	医療機関案内サービス「ひまわり」	アクセス数(PC) 1,112,020		アクセス数(携帯) 222,747	外国語による医療情報サービス	6,992	救急通訳サービス(医療機関向け)	483	連絡通報受理業務	5,259	精神科救急医療情報センター	13,047					
	保健医療福祉相談事業	66,288																				
	医療機関案内サービス「ひまわり」	アクセス数(PC) 1,112,020																				
		アクセス数(携帯) 222,747																				
	外国語による医療情報サービス	6,992																				
	救急通訳サービス(医療機関向け)	483																				
	連絡通報受理業務	5,259																				
	精神科救急医療情報センター	13,047																				
	・一次、二次及び三次保健医療圏における医療サービス提供体制の構築	東京都子ども医療ガイドシステムの実績(平成21年度) 73,464																				
	2 がん医療対策	医療保健政策区市町村包括補助事業の概要																				
	・高度ながん医療の総合的な展開(がん診療連携拠点病院機能強化事業など)	国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村に対し、保健・医療の分野における一層の支援を行う。																				
・患者及びその家族の苦痛・不安の軽減(相談支援センターの設置、在宅緩和ケア支援事業など)	補助率 1/2(一部10/10)																					
・がん登録及び研究の推進	<table border="1"> <tr> <td>先駆的事业</td> <td>新たな課題に取り組む医療保健分野の試行的事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対象事業</td> <td>医療制度理解促進事業</td> <td>飼い主のいない猫対策</td> </tr> <tr> <td>小児救急普及啓発事業</td> <td>地域における動物愛護の推進</td> </tr> <tr> <td>地域(医療)資源マップの作成に関する事業</td> <td>地域における環境改善対策事業</td> </tr> <tr> <td>がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業</td> <td>結核対策事業</td> </tr> <tr> <td>糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策事業</td> <td>東京都食品衛生自主管理認証制度</td> </tr> <tr> <td>こころの健康づくりに関する環境づくり</td> <td>麻しんワクチン接種促進事業</td> </tr> <tr> <td>「自殺防止!東京キャンペーン」連携推進事業</td> <td>要支援家庭の早期発見・支援事業</td> </tr> <tr> <td>地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業</td> <td>その他、区市町村の保健医療サービスの充実に資する事業</td> </tr> </table>		先駆的事业	新たな課題に取り組む医療保健分野の試行的事業		対象事業	医療制度理解促進事業	飼い主のいない猫対策	小児救急普及啓発事業	地域における動物愛護の推進	地域(医療)資源マップの作成に関する事業	地域における環境改善対策事業	がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業	結核対策事業	糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策事業	東京都食品衛生自主管理認証制度	こころの健康づくりに関する環境づくり	麻しんワクチン接種促進事業	「自殺防止!東京キャンペーン」連携推進事業	要支援家庭の早期発見・支援事業	地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業	その他、区市町村の保健医療サービスの充実に資する事業
先駆的事业	新たな課題に取り組む医療保健分野の試行的事業																					
対象事業	医療制度理解促進事業	飼い主のいない猫対策																				
	小児救急普及啓発事業	地域における動物愛護の推進																				
	地域(医療)資源マップの作成に関する事業	地域における環境改善対策事業																				
	がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業	結核対策事業																				
	糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策事業	東京都食品衛生自主管理認証制度																				
	こころの健康づくりに関する環境づくり	麻しんワクチン接種促進事業																				
「自殺防止!東京キャンペーン」連携推進事業	要支援家庭の早期発見・支援事業																					
地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業	その他、区市町村の保健医療サービスの充実に資する事業																					
3 脳卒中医療連携推進事業																						
・東京都脳卒中医療連携推進協議会及び脳卒中医療連携検討会の運営																						
4 糖尿病医療連携推進事業																						
・東京都糖尿病医療連携推進協議会及び糖尿病医療連携圏域別検討会の運営																						
5 在宅医療相互研修事業																						
6 療養病床機能強化研修事業																						
7 リハビリテーション対策																						
・東京都リハビリテーション病院の運営、地域リハビリテーション支援事業																						
8 医療情報の理解促進(東京都保健医療情報センター)																						
・冊子・WEBの活用による医療情報の理解促進																						
9 都民の医療に対する理解と参画推進事業																						
10 保健医療情報の提供																						
11 医療保健政策区市町村包括補助事業																						
(関係法令等)																						
・医療法第30条の4、東京都保健医療計画推進協議会設置要綱																						
・がん対策基本法、東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱																						
・東京都がん患者療養支援モデル事業実施要綱、在宅緩和ケア対策実施要綱																						
・医療提供体制推進事業費補助金交付要綱																						
・東京都リハビリテーション病院条例																						
・東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱																						
・「医療情報提供推進検討会」最終報告																						
・医療保健政策区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱																						
(区との連携状況)																						
(その他)																						

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

9 医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 医療人材の確保に関する事務										
(1) 医療人材の確保に関する事務	医師の勤務環境の改善や医療人材（専門医、看護職員、医療技術者等）の養成・確保を行う。									都
	医師の勤務環境の改善や医療人材（専門医、看護職員、医療技術者等）の養成・確保を行う。	区	○						○医師の勤務環境の改善や医療人材の養成・確保に資する補助や支援を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○特定の地域や診療科における医師の不足・偏在の解消を図り、都民に質の高い医療を提供していくためには、都が中長期的な視点も踏まえながら、医療人材の確保対策を都内全域で講じていく必要がある。 ○例えば、地域医療を担う医師の養成・確保については、医師不足が深刻な市町村公立病院等を支援し、地域の医療体制が確保されるよう、一定期間医師を派遣するなど、医師の地域偏在を解消するために、都が全都的な視点に立って取り組んでいく必要がある。 ○また、看護職員の育成においては、深刻な人材不足を解消するため、東京都ナースプラザを拠点とした看護職員の再就業に向けた就業あっせん等を、都が広域的に行っていく必要がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名		医療人材の確保に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○地域や診療科（救急、小児科、産科・産婦人科等）の深刻な医師不足への対応として、医師確保対策に取り組むとともに、養成・定着・再就業を柱とした総合的な看護職員確保対策を実施している。また、職能団体との協力・連携の下、講習会などを実施し、医療従事者の資質の向上に努めている。</p> <p>(区における実施状況) ○同様の事業は基本的に実施していない。</p> <p>(役割分担のあり方) ○特定の地域や診療科における医師の不足・偏在の解消を図り、都民に質の高い医療を提供していくためには、都が中長期的な視点も踏まえながら、医療人材の確保対策を都内全域で講じていくことが必要である。</p> <p>○例えば、地域医療を担う医師の養成・確保については、医師不足が深刻な市町村公立病院等を支援し、地域の医療体制が確保されるよう、一定期間医師を派遣するなど、医師の地域偏在を解消するために、都が全都的な視点に立って取り組んでいく必要がある。</p> <p>○また、看護職員の育成においては、深刻な人材不足を解消するため、東京都ナースプラザを拠点とした看護職員の再就業に向けた就業あっせん等を、都が広域的に行っていくことが必要である。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

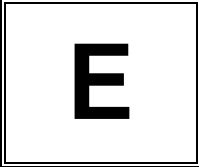
E

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	医療人材の確保に関する事務		< 考え方 > ○医師の勤務環境の改善や医療人材の養成・確保に資する補助や支援を行う事務である。 医療人材の養成・確保対策は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局	福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<input type="radio"/>	医療人材の養成・確保は、広域的な対応を要するものであるから、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	医療人材の確保に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>医療人材の確保に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 医師勤務環境改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務環境改善事業 院内放課後支援事業 再就業支援事業 勤務環境改善施設整備事業及び勤務環境改善設備整備事業 <p>2 周産期医療、小児医療機関の専門医師の養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京シニアレジデント育成事業 <p>(産科・産婦人科又は小児科の専門医を目指す後期臨床研修医の指導経費等の補助)</p> <p>3 周産期医療、小児医療、救急医療、へき地医療を担う医師の養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金・医学部定員増に伴う特別貸与) 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金・一般貸与) <p>4 看護職員等の養成・定着・再就業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師等養成所運営費、施設整備費等補助 歯科衛生士養成所施設整備等補助 看護師勤務環境改善施設整備費補助 看護職員短時間正職員制度導入促進事業 看護職員地域確保支援事業 看護師等修学資金の貸与 看護師宿舎施設整備費補助 東京都ナースプラザの運営(社団法人東京都看護協会に運営を委託) 新人看護職員研修体制整備事業 <p>5 資質向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学技術振興事業 医療従事者研修(施術者講習会・看護管理者連合会及び技術指導・助産師教育指導講習会) 歯科医療技術者対策(歯科技工士講習会、歯科衛生士講習会) 医療社会事業(医療機関等に勤務する医療ソーシャルワーカーに対する情報提供や講習会の実施等) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 	<p>【医師勤務環境改善事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務環境改善事業 平成21年度 20施設 再就業支援事業 平成21年度 3施設 院内放課後支援事業 平成21年度 1施設 勤務環境改善施設・設備整備事業 平成21年度 設備2施設 <p>【周産期医療、小児医療機関の専門医師の養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京シニアレジデント育成事業 平成21年度 3施設 <p>【周産期医療、小児医療、救急医療、へき地医療を担う医師の養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療医師奨学金 平成21年度 特別貸与5名 一般貸与14名 <p>【看護職員等の養成・定着・再就業対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師等養成所運営費補助(国庫補助事業) 平成21年度 民間立46課程 自治体立2課程 看護師等養成所施設整備等補助(国庫補助事業) 平成21年度 なし 看護師等修学資金貸与 平成21年度 第一種貸与962人 第二種貸与1,053口 看護職員短時間正職員制度導入促進事業 平成21年度 17施設 新人看護職員研修体制整備事業 平成21年度 54件 看護職員地域確保支援事業 平成21年度 29施設 <p>【資質向上対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学技術振興事業 平成21年度 2団体 医療従事者研修 平成21年度 講習会等32回 歯科医療技術者対策 平成21年度 講習会21回 医療社会事業 平成21年度 講習会2回 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 平成21年度 1施設
容	<p>(関係法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師勤務環境改善事業実施要綱 東京都地域医療医師奨学金貸与条例 看護師等養成所施設整備事業補助金交付要綱、看護師等養成所設備整備事業補助金交付要綱 看護師等養成所運営費補助金交付要綱 看護師等の人材確保の促進に関する法律、東京都ナースプラザ設置要綱、東京都看護職員地域確保支援事業実施要綱 東京シニアレジデント育成事業実施要綱 東京都看護師等修学資金貸与条例 医学技術振興事業補助金交付要綱 <p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

9 医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など)											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 都立看護専門学校の運営に関する事務											
(1) 都立看護専門学校の運営に関する事務	都内の医療機関等に従事する看護師を養成するために、看護専門学校の運営を行う。	区	○							○都内の医療機関等に従事する看護師の養成を目的とした看護専門学校の運営事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○医療ニーズの増加などにより、看護師の需要は一層増加しており、都内の看護師は当面供給不足が見込まれている。都内全域を通じた看護師の安定的な確保と資質の向上を図るためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都内の医療機関等に従事する看護師を養成するための看護専門学校は、都が運営していく必要がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

	事業名 都立看護専門学校の運営に関する事務 担当 福祉保健局	< 考え方 >						
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 看護師の安定的な確保を図るためには、各区の区域にとらわれない全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都内の医療機関等に従事する看護師を養成するための看護専門学校は、都が運営していく必要がある。	(事業趣旨・概要) ○保健師助産師看護師法に基づく看護師を養成し、都における看護師の充足を図るため、学校教育法の規定による専修学校として、都立看護専門学校7校(3年課程)の運営を実施している(うち区部3校(広尾、荏原、板橋))。 (区における実施状況) ○区が看護専門学校を開設している事例はない。 (役割分担のあり方) ○医療ニーズの増加などにより、看護師の需要は一層増加しており、都内の看護師は当面供給不足が見込まれている。都内全域を通じた看護師の安定的な確保と資質の向上を図るためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都内の医療機関等に従事する看護師を養成するための看護専門学校は、都が運営していく必要がある。 (役割分担の見直しの必要性) ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 各区が個々に看護専門学校を運営した場合、都内全域での広域的な看護師確保に支障が生じるおそれがある。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
評価		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都立看護専門学校の運営に関する事務		< 考え方 > ○都内の医療機関等に従事する看護師の養成を目的とした看護専門学校の運営事務である。 看護師の養成・確保は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局	都市整備局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	看護師の養成・確保は、広域的な対応を要するものであるから、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

E

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都立看護専門学校の運営に関する事務		
担当	福祉保健局		
事 務 の 内 容	(事務の概要) 都内の医療機関等に従事する看護師を養成するため、看護専門学校を運営している。		
	(都における事務処理の状況)		
	名称	所在地	22年度当初在学生
	広尾看護専門学校	渋谷区	228
	荏原看護専門学校	大田区	245
府中看護専門学校	府中市	243	
北多摩看護専門学校	東大和市	245	
青梅看護専門学校	青梅市	237	
南多摩看護専門学校	多摩市	237	
板橋看護専門学校	板橋区	237	
(主な事務内容) ・都立看護専門学校の運営			
(関係法令等) ・東京都立看護専門学校条例、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、学校教育法(専修学校)			
(区との連携状況)			
(その他)			

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

11 血液の確保に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 血液の確保に関する事務											
(1) 血液の確保に関する事務	医療にとって必要不可欠な安全な血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発等を行う。	区	○							<p>○血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○						<p>○安全な血液製剤の安定的な供給を、都内全域を通じて確保していくためには、日本赤十字社東京都支部との連携の下、都が広域的な施策を推進していくことが不可欠である。</p> <p>○例えば、献血推進事業等の補助は、日本赤十字社東京都支部に対して行うものであり、都内全域を通じて献血事業の円滑な運営と安定的な血液の確保を図るため、都が全都的な視点に立って行う必要がある。</p> <p>○また、献血思想の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。</p> <p>○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名		血液の確保に関する事務		<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○医療にとって必要不可欠な血液製剤を安定的に確保するため、都における唯一の血液事業者である日本赤十字社東京都支部に対し、施設整備費や広報費等の補助を行うとともに、夏季・冬季には献血キャンペーンを実施している。</p> <p>○また、輸血を実施している医療機関に、適正使用の推進のため実態調査（輸血状況調査）を行い、それに基づく指標の作成及び助言を実施している。</p> <p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に、都道府県及び市町村の責務として、「献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない」と定められている。</p> <p>(区における実施状況) ○夏季・冬季の献血キャンペーン時に、広報紙掲載。（平成21年度 11区） ○「はたちの献血キャンペーン」リーフレットを成人式で配布。（平成21年度18区）</p> <p>(役割分担のあり方) ○安全な血液製剤の安定的な供給を、都内全域を通じて確保していくためには、日本赤十字社東京都支部との連携の下、都が広域的な施策を推進していくことが不可欠である。</p> <p>○例えば、献血推進事業等の補助は、日本赤十字社東京都支部に対して行うものであり、都内全域を通じて献血事業の円滑な運営と安定的な血液の確保を図るため、都が全都的な視点に立って行う必要がある。</p> <p>○また、献血思想の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	○	
	理由 安全な血液製剤の安定的な供給を、都内全域を通じて確保していくためには、日本赤十字社東京都支部との連携の下、都が広域的な施策を推進していくことが不可欠である。			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	○	
	理由 献血思想の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

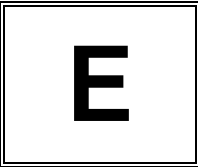
E

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	血液の確保に関する事務	< 考え方 > ○血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、東京都全域にわたる目標量確保のための広域的なPRや医療機関への情報提供、日赤東京都支部への助成等であり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。					
担当局	福祉保健局						
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>都全域を対象にした普及啓発や医療機関に対する情報提供等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。</td> </tr> </table>		チェック	理由	○	都全域を対象にした普及啓発や医療機関に対する情報提供等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	チェック		理由				
	○		都全域を対象にした普及啓発や医療機関に対する情報提供等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由			
	チェック		理由				
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由					
チェック	理由						
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由					
チェック	理由						
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由				
	チェック	理由					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由					
チェック	理由						
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由						
価							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 85%;">理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由						

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 血液の確保に関する事務 担当 福祉保健局																				
事務の内容	(事務の概要) 安全な血液製剤の安定供給のための事務を行っている。	(都における事務処理の状況) 献血思想の普及啓発実績 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>献血キャンペーン</td> <td>夏季及び冬季の年 2 回</td> </tr> <tr> <td>緊急キャンペーン</td> <td>春季</td> </tr> </table>			献血キャンペーン	夏季及び冬季の年 2 回	緊急キャンペーン	春季													
	献血キャンペーン	夏季及び冬季の年 2 回																			
	緊急キャンペーン	春季																			
	(主な事務内容) 1 東京都献血推進協議会の運営 2 献血思想の普及啓発 3 献血受入供給基盤の整備 ・血液センター等の施設及び設備の整備に要する経費の補助 ・献血推進事業に要する経費の補助 4 血液製剤の適正使用 ・医療関係者に対する講演会の開催 ・輸血状況調査の実施、指標の作成と適正使用についての助言	献血者数(平成21年度、人) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>200ml献血</td> <td>67,674</td> </tr> <tr> <td>400ml献血</td> <td>345,226</td> </tr> <tr> <td>血しょう成分献血</td> <td>95,997</td> </tr> <tr> <td>血小板成分献血</td> <td>110,406</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>619,303</td> </tr> </table>			200ml献血	67,674	400ml献血	345,226	血しょう成分献血	95,997	血小板成分献血	110,406	合計	619,303							
	200ml献血	67,674																			
400ml献血	345,226																				
血しょう成分献血	95,997																				
血小板成分献血	110,406																				
合計	619,303																				
	【献血受入供給基盤の整備】 東京都赤十字血液センターでは、献血ルーム、移動採血車、企業献血等で献血を実施し、血液センターに血液を集約し、各種の検査を行い、血液製剤に加工・保管し、医療機関に供給している。 東京都では、東京都赤十字血液センターを運営する、日本赤十字社東京都支部に対し、「献血事業補助金交付要綱」に基づき補助を行っている。 主なものは、血液センターや献血ルームの整備費、献血推進事業(広報事業、献血者登録制度推進事業)に対する補助である。																				
	(単位:円)																				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補助項目</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>血液センター整備費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">献血推進事業</td> <td>献血広報事業</td> <td>3,605,000</td> <td>3,605,000</td> <td>3,605,000</td> </tr> <tr> <td>献血者登録制度推進事業</td> <td>1,200,000</td> <td>1,200,000</td> <td>1,200,000</td> </tr> </tbody> </table>			補助項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	血液センター整備費	0	0	0	献血推進事業	献血広報事業	3,605,000	3,605,000	3,605,000	献血者登録制度推進事業	1,200,000	1,200,000	1,200,000
補助項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度																		
血液センター整備費	0	0	0																		
献血推進事業	献血広報事業	3,605,000	3,605,000	3,605,000																	
	献血者登録制度推進事業	1,200,000	1,200,000	1,200,000																	
(関係法令等) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律																					
(区との連携状況) 主に夏期、冬期献血キャンペーン時における普及啓発活動依頼 (区内施設でのポスター掲出、区報等による広報活動等)																					
(その他)																					
内容																					

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

12 医療費助成に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 医療費助成に関する事務											
(1) 医療費助成に関する事務	心身障害者等の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。	区								<p>○心身障害者（児）が受けた保険診療における自己負担分の一部を助成する事務である。住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○						<p>○心身障害者の中でも重度の障害者は特に医療の必要性が高く、低所得者も多いため、その誰もが居住地を問わず必要時に適切な医療が受けられる一定の環境を確保していくことが必要である。このため、都が広域的な立場から、都内全域を通じて一律の基準により医療費助成を行う必要がある。</p> <p>○また、都外の医療機関での受診も多く、受給者の利便性を確保するため、契約医療機関であれば受給者証を提示して受診することで助成が受けられる方法をとっている。区市町村が事業主体となる場合、現在の助成方法を維持するためには、都外の医療機関は各区市町村とそれぞれ契約を締結して請求することになり、事務が煩雑となることから、都が事業主体となることが望ましい。</p> <p>○一方、受給者証の交付に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区市町村において行うことが望ましい。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	医療費助成に関する事務	< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者を対象として、一定の要件を満たす場合に医療費の一部を助成している。 (区における実施状況) ○事務処理特例により特別区が受給者証の交付に係る申請受理等の事務を処理している。 (役割分担のあり方) ○心身障害者の中でも重度の障害者は特に医療の必要性が高く、低所得者も多いため、その誰もが居住地を問わず必要時に適切な医療が受けられる一定の環境を確保していくことが必要である。このため、都が広域的な立場から、都内全域を通じて一律の基準により医療費助成を行う必要がある。 ○また、都外の医療機関での受診も多く、受給者の利便性を確保するため、契約医療機関であれば受給者証を提示して受診することで助成が受けられる方法をとっている。区市町村が事業主体となる場合、現在の助成方法を維持するためには、都外の医療機関は各区市町村とそれぞれ契約を締結して請求することになり、事務が煩雑となることから、都が事業主体となることが望ましい。 ○一方、受給者証の交付に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区市町村において行うことが望ましい。						
	担当	福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 心身障害者の中でも重度の障害者は特に医療の必要性が高く、低所得者も多いため、その誰もが居住地を問わず必要時に適切な医療が受けられる一定の環境を確保していくことが必要である。このため、都が広域的な立場から、都内全域を通じて一律の基準により医療費助成を行う必要がある。							
	<input type="radio"/>								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 区市町村が事業主体となる場合、現在の助成方法を維持するためには、都外の医療機関は各区市町村とそれぞれ契約を締結して請求することになり、事務が煩雑となる。							
<input type="radio"/>									
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
<input type="checkbox"/>									
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
<input type="checkbox"/>									
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
<input type="checkbox"/>									
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">(都)</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			(都)	区	保
総合評価									
(都)	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名		医療費助成に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○心身障害者（児）が受けた保険診療における自己負担分の一部を助成する事務である。 住民生活に密着した事務であり、平成19年度から特別区の自主事業となった乳幼児医療費助成事業等と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>						
担当局		福祉保健局								
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。										
チェック	理由									
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。										
チェック	理由									
(7) その他特段の事情があるかどうか。										
チェック	理由									
				<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務の内容

E

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	医療費助成に関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>医療費助成の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>心身障害者（児）医療費助成</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>都10 / 10</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>身体障害者手帳1・2級（内部障害3級含む） 愛の手帳1・2度の者等</td> </tr> </table>		心身障害者（児）医療費助成	実施主体	東京都	負担割合	都10 / 10	対象者	身体障害者手帳1・2級（内部障害3級含む） 愛の手帳1・2度の者等
	心身障害者（児）医療費助成									
実施主体	東京都									
負担割合	都10 / 10									
対象者	身体障害者手帳1・2級（内部障害3級含む） 愛の手帳1・2度の者等									
担当	福祉保健局									
事 務 の 内 容	(事務の概要)									
	心身障害者の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。									
	(主な事務内容)									
	1 心身障害者(児)医療費の助成									
	(関係法令等)									
	心身障害者の医療費の助成に関する条例									
	(区との連携状況)									
	事務処理特例により特別区が受給者証の交付に係る申請受理等の事務を処理している。									
	(その他)									

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

13 健康づくりの推進に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 健康づくりの推進に関する事務											
(1)健康づくりの推進に関する事務	都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。	区	○							<p>○健康増進法に基づき、生活習慣病の予防をはじめ都民の健康づくりを推進するための普及啓発、相談、指導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○						<p>○健康増進法では、健康の増進に関する普及啓発、人材育成等を、国と地方公共団体の責務としており、国、都道府県、市町村等の関係者は、相互に連携協力するよう求めている。</p> <p>○都民・区民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進していくためには、都は、広域的な立場から、都民全体の普及啓発や都レベルの関係団体との連携や働きかけ、区市町村の支援等を実施し、区は、地域の住民を対象とした普及啓発事業や地域レベルの関係団体との連携事業等を実施することが求められる。</p> <p>○健康づくりの普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。</p> <p>○また、健康づくり・保健サービス人材育成事業は、区市町村の職員等を対象に、効果的・効率的な保健指導の実施を担う人材育成のための研修を実施するものであり、健康づくりの推進施策が都内の全区市町村においてより強力に展開されるよう、都は区市町村の取組を支援していく必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 13 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	健康づくりの推進に関する事務		< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略(平成20年3月策定)に基づき、「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」の重点3課題について、予防をより重視して、普及啓発、人材育成、区市町村支援、職域連携等の事業を実施している。
	担当	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			(区における実施状況) ○特別区においても、健康増進法に基づく健康増進事業やがん検診事業、たばこ対策等のさまざまな健康づくり事業を実施している。 (役割分担のあり方) ○健康増進法では、健康の増進に関する普及啓発、人材育成等を、国と地方公共団体の責務としており、国、都道府県、市町村等の関係者は、相互に連携協力するよう求めている。 ○都民・区民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進していくためには、都は、広域的な立場から、都民全体の普及啓発や都レベルの関係団体との連携や働きかけ、区市町村の支援等を実施し、区は、地域の住民を対象とした普及啓発事業や地域レベルの関係団体との連携事業等を実施することが求められる。 ○健康づくりの普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。 ○また、健康づくり・保健サービス人材育成事業は、区市町村の職員等を対象に、効果的・効率的な保健指導の実施を担う人材育成のための研修を実施するものであり、健康づくりの推進施策が都内の全区市町村においてより強力に展開されるよう、都は区市町村の取組を支援していく必要がある。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。
	チェック		理由 都民が主体的に取り組む健康づくり運動を都内全域に浸透させていくためには、都が広域的な立場から、都民全体の普及啓発や都レベルの関係団体との連携や働きかけ、区市町村の支援等を実施していく必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック		理由 健康づくりの普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。	
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック		理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック		理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック		理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック		理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 13 中区分 1 小区分 (1)

事業名	健康づくりの推進に関する事務	
担当局	福祉保健局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	各区市町村の取組みを補完し、広く都全域を対象に区市町村及び事業者の取組みの支援や普及啓発を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >	<p>○健康増進法に基づき、生活習慣病の予防をはじめ都民の健康づくりを推進するための普及啓発、相談、指導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、区市町村との連携のもとに、広く都民全般に普及啓発を行い、あるいは、事業者や区市町村の取組みに対する相談、研修、指導等の支援を行うものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>		総合評価			都	区	保
総合評価							
都	区	保					

検討対象事務の内容

E

大区分 13 中区分 1 小区分 (1)

事業名	健康づくりの推進に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況:平成21年度実績)
	都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。	
	(主な事務内容)	
	1 糖尿病予防のための普及啓発事業 ・働き盛り世代等に対する糖尿病予防の普及啓発 2 健康づくり・保健サービス人材育成事業 ・区市町村の職員等に対する研修の実施 3 こころの健康づくりのための環境づくり ・中小企業の従業員に対するストレス対処能力及びこころの健康づくりの取組促進 4 がん検診受診促進事業 ・がん予防やがん検診に関する普及啓発 5 職域がん検診支援事業 ・職域におけるがん検診の受診率向上施策 6 未成年者の喫煙防止対策の推進 ・中学生向けリーフレット、たばこに関するポスター募集 7 受動喫煙防止対策の推進 ・飲食店等における受動喫煙防止対策	1 糖尿病予防のための普及啓発事業 ・糖尿病予防講演会、糖尿病予防のための交通広告、都庁舎ブルーライトアップ 2 健康づくり・保健サービス人材育成事業 ・区市町村職員、医療保険者、等を対象とした研修を実施 3 こころの健康づくりのための環境づくり ・特別区5ヶ所、多摩地域1か所で実施 4 がん検診受診促進事業 ・ピンクリボンイベント、大腸がん検診普及啓発ウォーキング、5がんパンフレットの作成等 5 職域がん検診支援事業 ・職域のがん検診の実施や受診勧奨に関する積極的な取組事例調査、受診勧奨パンフレットの作成 6 未成年者の喫煙防止対策の推進 ・中学生向けリーフレット、たばこに関するポスター募集 7 受動喫煙防止対策の推進 ・飲食店向けリーフレット、ステッカーの作成、配布
	(関係法令等)	健康増進法(平成15年5月施行)、高齢者の医療の確保に関する法律(平成20年4月1日施行)、東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略、東京都がん対策推進計画
(区との連携状況)		
(その他)		